

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第五十二号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)午前
十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
溝淵 春次君
小高山常吉君
田村 文吉君
野澤 勝君
菊田 七平君
油井賢太郎君

衆議院議員

佐久間 徹君

國務大臣

池田 勇人君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君
大蔵省主税 北島 武雄君
局税関部長 河野 通一君
大蔵省銀行局長 大月 高君
局銀行課長 大月 高君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員

本日の會議に付した事件

○國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣送付)

○緊要物資輸入基金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるとの件(内閣送付)

○接收貴金屬等の數量等の報告に關する法律案(内閣送付)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○信用金庫法施行法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○固有財産特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○貸付信託法案(内閣提出)

○委員長(平沼彌太郎君) 第五十二回大蔵委員会を開会いたしました。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、(予備審査)緊要物資輸入基金特別會計法の一部を改正する法律案、(予備審査)外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案、(予備審査)地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるとの件、接收貴金屬等の數量等の報告に關する法律案、(予備審査)右五法案について提案の説明を聴取いたしました。

○政府委員(西村直巳君) 只今議題となりました國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案外三つの法律案並びに地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めるとの件につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

先ず第一に、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案につきましての提案の理由であります。

今回我が國は國際通貨基金協定及び國際復興開發銀行協定に加盟することといたし、これがため國際通貨基金協定及び國際復興開發銀行協定加盟につき承認を求めるとの件を別途國會へ提出中であり、加盟に伴つて我が國は基金協定及び銀行協定の規定によつて出資の拂込その他各種の義務を負ふこととなるのであります。これらの義務を履行いたしますためには國內法的な措置を必要とするものでありますので、このためこの法律案を提出いたしました次第であります。

次にその内容の概略を申し上げます。先ず、基金及び銀行に対する出資額はそれぞれ二億五千万ドルでありまして、現行のレートで換算いたしますと、それら九百億円となりますので、政府はこの金額の範囲内で基金及び銀行に対して出資し得ることを規定いたしました。この金額は現在直ちにその全額の出資を要するものではな

く、負担の最高限を示したものであります。

次に、基金に対する出資は金及び本邦通貨で、銀行に対する出資は金又は合衆國通貨その他の外國通貨及び本邦通貨で行い得ることと定めております。即ち基金への出資は二つの部分に分れ、割当額二億五千万ドルの二五%に当る部分は金で加入前に出資することを要しますが、残額七五%に當る額は、本邦通貨で加入後支拂うこととなるのであります。又銀行に対する出資は、三つの部分に分れ、第一に、総額二億五千万ドルの二%に當る部分は金又は合衆國ドルで、第二に、総額の八%に當る部分は本邦通貨で、いづれも加入前に拂込むことを要しますが、総額の八%に當る額、即ち出資額總計の大部分は、将来銀行から拂込の請求があつたときに金、合衆國ドル、その他の外國通貨のいずれかで支拂うこととなるのであります。次に、出資を行うに當りましては、我が國の財政の現状に鑑みまして、日本銀行の所有する金地金をその帳簿価格で買上げ、これを基金に出資する金の一部に充てることが、適當と認められますので、これに關し必要な事項を規定いたしました。次に、基金協定及び銀行協定によりまして、本邦通貨たる円で拂込む額については、必ずしも現金で全額出資する必要はなく、その大部分は、政府又は中央銀行の発行する一定の証券を以て円貨の拂込に代えることができまので、我が國も、この協定

の規定により、その拂込むべき本邦通貨の大部分を國債の交付によつて代へることとし、この出資のために基金及び銀行に交付する國債の発行等に關し必要な事項を規定したのであります。なおこの國債は、基金又は銀行から要求のあり次第、直ちに現金で支拂われるべきものであることを要請されておりますので、政府は基金又は銀行からこの國債について償還の請求があつた場合には、直ちに償還を行うこととするに共に、償還財源に不足がある等のため、償還ができない場合を考慮して、政府はその償還できない金額に相當する國債の買取りを日本銀行に対して命ずることができるといたしたのであります。以上申しましたほか、基金との取引及び協定の規定による寄託所として日本銀行を指定すること等について、所要の事項を規定して

いるのであります。

以上が國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案の内容でございます。

次に、緊要物資輸入基金特別會計法の一部を改正する法律案でございますが、従来、緊要物資輸入基金は、特殊需要に應ずるため、政府において緊急に取得することを必要とする物資の輸入に運用することになつていたのであります。今回その運用する物資の範囲を改めるためこの法律案を提出いたしました次第であります。即ち、政府が取得することの緊要な物資で、以下に申

しますようなものの輸入に対してこの

基金を運用することとしたらうとするものであります。

その一つは、國際的取極に基いて日本国に割当てられた物資でありまして、これは國際原料割当會議によつて加盟国に重鉛、硫黄、タンクステン、マンガン等を割当てるのであります。が、これらの貴重物資については、輸入後の使途につき規制する必要があるため、緊要物資輸入基金の運用によりこれを政府において取得することとしたのであります。

次に、外国における輸出統制物資等で、政府以外の者による輸入が困難なもの、又は政府による輸入を有利とするものであります。例えば外国において政府相手であれば輸出をしないもの、又は民間において輸入をするときは、競争のため輸入価格をつり上げる虞れのあるもの等でありまして、これらの物資についても本基金の運用により取得することとしたのであります。

次に、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案であります。

現在、外国為替資金は、対外支拂手段及び外貨債権並びに対外支拂の決済に必要な金、銀地金の売買等に運用することになつてゐるのであります。最近の外国為替等の保有高の増加に鑑み、同資金を有利確実な外貨証券にも運用し得ることとすることが適当と認められますので、外国為替資金特別会計法に所要の改正を加えるためこの法律案を提出いたしました次第であります。

このほか、今国会で目下御審議を願つております貴金屬管理法の一部を改正する法律により、銀の統制額がなくなりますのに伴ひまして、外国為替資

金に属する銀地金については、大蔵大臣の指定する価額によつて評価することとしたのであります。

第四番目の法律案であります。接収貴金屬等の数量等の報告に関する法律案の提案の理由であります。

終戦後、連合国占領軍は、本邦内において政府及び日本銀行等の公的機関を初め、旧軍需会社等の保有していた金、銀、白金等の貴金屬及びダイヤモンドを占領軍自体の手で直接接収し、管理して来たのであります。平和條約の発効と同時に、これら貴金屬等を政府に引渡し、その処理は政府に任せられたのであります。政府といたしましては、これらの引渡しを受けた貴金屬等、その接収を受けた旧所有者等に対しまして、返還その他の措置を講ずる必要があるのであります。何分にも接収に關しましては、政府は全く関與いたさなかつたため、現状においては接収を受けた者の住所、氏名及び接収された貴金屬等の種類、数量その他が不明でありまして、これらの事項を明確にすることが先ず必要であります。そこでこれらの事項を調査確認するため、接収を受けた者から必要な報告を徴することとしたし、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下その内容を申し上げます。本邦内において貴金屬等を占有してこれを連合国占領軍に接収された者又はその相続人等は、昭和二十七年九月三十日までその接収された貴金屬等の種類、数量その他接収の事実を示す事項を、所要の証明書類を添えて、大蔵大臣に報告しなければならぬこととしてゐるのであります。なお、その報告に當つて、不当の利益を得るがた

め虚偽の報告をすることを防止するため、虚偽の報告をした者に対する罰則を設けることとしたしました。

最後に、一件御承認を求めめる案件であります。

即ち只今議題となりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めめる件につきまして、その提出の理由を御説明申し上げます。

最近における外國貿易の趨勢、密貿易の動向及び北緯二十九度以北の島嶼の我が國の行政権下への復歸等に鑑みまして、税関行政の円滑な遂行及び密貿易の監視取締の完全を期するため、津久見税関支署佐伯監視署はか一監視署を出張所に改めんと共に、神戸税関支署監視署はか二監視署を新たに設置することとしたしたく、ここに国会の御承認をお願いいたします次第であります。

次にその内容の概略を申し上げます。先ず、津久見税関支署管内の佐伯港は、港灣設備が整備された天然の良港で、又青森産業も最近とみに隆盛を來たしてあり、その上月十日に発せられた安全宣言を契機としてセメント、木材等の輸出が増加して税関業務も急増する傾向にありまして、現在の佐伯監視署を出張所に昇格いたしましたのであります。又、釜石税関支署管内の大船渡港は、気候的にも地理的にも恵まれてゐる上、背後に豊富な地下資源を有し、化学工業の立地條件に恵まれており、工業貿易港として発展しつつありますので、現在の大船渡監視署を出張所に昇格いたしましたのであります。次に阪神地区の密輸の動向及び地理的條件を考慮いたしまして、姫路市飾磨区に監視署を新設いたしましたので

あります。又津久見税関支署管内の佐賀ノ関港は、地理的にも重要な地に位置し日本漁業佐賀ノ関製錬所の門戸をなしているため、不開港出入特許を得て出入いたします外國貿易船も次第に増加してあり、その上二方、この地と琉球及び南西諸島方面との間に非鉄金屬類の密輸が相当活潑に行われておりますので、この地に監視署を新設したいのであります。

更にこのたび我が國の行政権下に復歸いたしました鹿児島県大島郡十島村のうち、いわゆる下七島は、中ノ島を主要中継地として、従来から我が國と奄美大島、琉球方面との間の密貿易の主要中継地となつております。近くこの島を経由する鹿児島那覇間の定期航路も予定されておりますので、密貿易の取締と税関行政の円滑を期するため、中ノ島に監視署を新設いたしましたのであります。

以上のように二出張所及び三監視署を設置いたします半面、行政機構簡素化の趣旨に鑑み、現在見るべき貿易実績もなく、密貿易事件も僅少と思われまますところの門司税関六連出張所、神戸税関真浦監視署及び淡路監視署を廃止し、又青森税関支署大湊出張所を監視署に改めることとしたのであります。

以上、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案はか三法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めめる件に關する提案の理由及び内容の概略でございます。御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に、関税法の一部を改正する法律案についての内容の説明を求めます。

○政府委員(北島武雄君) 関税法の一部を改正する法律案につきましてその内容を御説明申し上げます。

平和條約の締結に伴ひまして、平和條約の宣言のところに、日本はできるだけ速かな機会において各種の國際條約及び協定に加入し又は参加の承認を申請することとなつておりますが、そのうちで税関手続の簡易化に關する國際條約、貨物の原産地虚偽表示の防止に關する協定及び國際民間航空條約に關する協定に關する事項が規定されておりますので、これらの條約及び協定の規定並びに精神に鑑みまして、現在の関税法に挿入することを必要とする事項を挿入いたしますと共に、なお現在の法律中これらの規定、精神に鑑みまして改廢を要する事項をこの際改正しようとするのがこの法律案の趣旨でございます。

先ず税関手続の簡易化に關する國際條約關係につきまして、第一点といたしまして関税の担保の種類を現在金銭、国債、それから税関長が確実と認める社債ということになつておりますが、このほかに新たに保証人の保証を附加した点であります。税関手続の簡易化に關する國際條約の第十六條の附屬書の第六項には、関税の保証としては正当に担保された証書又は現金支拂のいずれの形式であつてもこれを認めることが要請されておりますので、我が國の事情も考慮いたしまして担保の範圍を保証人の保証まで擴げたという内容でございます。現在関税法及び関税率法には諸所に関税の担保を要す

る場合が規定されております。例えは
関税法の第三十四條におきましてい
める輸入免許前の引取という制度が
ございますが、これは輸入いたしました
際に、品目の分類或いは税率の適用な
どにつきましていろいろ疑義がある
という場合に、その疑義がきまるまで通
関をさせないという事は、これは又
取引を阻害いたしますので、担保を提
供させまして輸入免許前の引取とい
うことを認めております。又関税法の三
十九條におきまして、いわゆる術語
で、外国貨物の保税運送という制度が
ございます。これは外国貨物を開港又
は陸路によりまして、開港から保税地
域の間又は税関官署所在地、その相互
間に保税のまま運送するということ
でございますが、この場合も担保を提
供させることができることになってお
ります。それから関税率法第八條にお
きましては、輸入の日から一年以内に
再び輸出されるものにつきまして、一
定の条件の下に免税ができる、この場
合にも担保を提供させることができる
ことになっております。なお定率法の
第九條におきまして、将来輸出する
ことを条件とし、又は或る物品を製造
することを条件として、一時的に輸入
税を免除する場合、この場合にも担保
を提供させることができる。それから
保税倉庫法におきまして、保税倉庫
から他の保税倉庫へまた輸入手続の済
んでいない貨物を運搬することを認め
ております。その場合にも担保を提供
させることができるというよう規定
になっております。これらの場合にお
きましては、現在担保範囲が非
常に狭い、金銀とそれから税関長が確
実と認める社債、これだけしかありま

せんので、保証人の保証まで拡張いた
したという点であります。

とになつておりまして、行為者のほか
責任者をも罰するということになつて
おりますが、この條約の精神におきま
しては、各国は税関手続又は規則の輕
微な違反に對しましては、苛酷な罰を
科することをできるだけ避けることが
望ましいとされておりますので、この
際輕微な違反に對しての罰則を削除す
るというのが趣旨でございます。

は、國際航空機は税関検査等を受ける
ために、税関空港に着陸しなければ
ならないということ、それから又これ
から出発しなければならぬということ
が規定されておまして、更に航空機
の旅客、乗組員又貨物は税関法規等に
従わなければならないということ、そ
れからその他この條約に基いて設定さ
れる航空機に對する税関手続に關する
國際的な標準等に從つて、税関手続の
國際的統一化を図るべきことなどが規
定されておきますので、これらの規定
に鑑みまして、関税法の中に航空機に
關する規定を繰り込んだわけでありま
す。現在関税法を御覽になりますと、
航空機に對しては何ら規定がないわけ
でございます。どういふふうにして運
用されておたかか申しますと、実は
大正十年に制定されました航空法とい
う法律がございまして、その航空法の
中で、航空機に對しては関税法の中の
船舶に關する規定を準用するという規
定がございまして、その簡單な準用規
定によりまして、すべて船舶と同様な
規定に從つておたわけでありま
す。ところが昭和二十五年にこの航空
法が廢止せられて、それと同時に
國內航空運送事業令というのがござ
まして、この國內航空運送事業令にお
きましては、航空法は廢止するが、その
中で航空機に對して関税法における船
舶に對する規定を準用するという規定
はそのまま適用する、依然として繼續
するということになつております。

に航空機關係の規定をはつきりとする
というふうな趣旨でございます。

それから第二点は、臨港地帯の保税
地域に關する規定を明確にいたしまし
て、これらの地域に對しましては、関
税行政上最小必要限度の規制を必要と
いたしますが、それと共にその中にお
ける貨物の取扱についてはできるだけ
自由にして、貿易の伸展に寄與する
という趣旨で改正がございまして、現在
の保税地域の規定は極めて簡單で、且つ
内容がはつきりなつておりません。現
在は「本法ニ於テ保税地域ト稱スルハ
税関構内、保税倉庫、税関仮置場、税
関長カ外國貨物ヲ積置シ得ヘキ場所ト
シテ指定又ハ特許シタル場所」この
うふうに極めて簡單に書いてありま
して、この内容である税関構内という
はどんなものであるか、或いは指定又
は特許した場所というのはいくらなん
ぶであつて、その法的効果はどんな
うなものであるかということについて
は、殆んど規定がないのであります。

それから次に輸出申告に際しまし
て虚偽の申告、それから虚偽の証明、
虚偽の添付書類の提出につきまして
は、現地五万円以下の罰金に処するこ
とになつておまして、行為者のほか
責任者をも罰するということになつて
おりますが、この條約の精神におきま
しては、各国は税関手続又は規則の輕
微な違反に對しましては、苛酷な罰を
科することをできるだけ避けることが
望ましいとされておりますので、この
際輕微な違反に對しての罰則を削除す
るというのが趣旨でございます。

それから次に、貨物の原産地虚偽表
示の防止に關する協定でございます
が、この協定におきましては、貨物の
原産地に對して虚偽の表示をせられて
おるところの貨物と申しますと、極く
わかりやすく申しますと、アメリカで
できたものでないのに、メイド・イン
・ニュー・エイス・エイといふふう
に書いてある。こういう品物に對しては、
輸入の際に差押えろという規定がござ
います。この規定に鑑みまして、関税
法中に、若しこういうふうな原産地に
對して虚偽の表示をせられた貨物が入
りました場合におきましては、税関で
は先ず輸入免許を與へませんで、輸入
申告者に對して一定期間を指定しまし
て原産地の虚偽の表示を抹殺する
訂正するか、或いは又積戻しをする
ようにすることを一応先ず指示いた
します。そうしてその期間内に抹殺
訂正又は積戻しせられなかつた貨物
は、それから直ちに税関保管というこ
とをいたしまして、強制保管いたしま
して、それから更に四カ月たつてな
お抹殺、訂正、積戻しなどの行為がせ
られない場合においては、これは税関
で公充等の措置に出るといふ規定を
置いてございまして、

それから次に國際民間航空條約關係
でございまして、この條約の第十條
に航空機關係の規定をはつきりとする
というふうな趣旨でございます。

それからなおちよつと一言附加え
たいのでございますが、今回の関税法の
改正は、いずれも今後これらの條約に
日本が参加又は加入の要請をいたしま
す場合には、この程度の改正がどうし
ても必要ということになるわけであり
ますが、これらの條約に加入しなけれ
ばこれらの改正は必要ないかというこ
とになりますと、実はこれらの問題は
依然として、従来からの懸案事項であ
つたものが大体でございます。従いま
してこれらの條約に加入しないにして
も、まあこの程度の改正は必要である
と我々が考へておたものでありま
す。例えは関税の担保の範囲を拡張す
るに際しまして、最近のような金詰
りの状況を見ますと、金銀とが國債、
社債だけを担保にするのは酷でありま
して、業者におきましては確實な保証
人の保証ならいじやないかというよ
うな要請も大分ございまして、かね
がね担保の範囲も拡張すべきである
と、考へておたのであります。それ
から又保税地域の規定も現在非常に
いまいでありますので、この数年來何
とかもう少し明確にしたらいいじや
ないかという氣持を持つておりました。
それからなお輕微な違反に對して苛酷
な罰をかけないということも、理論と
しては我々賛成であります。それでこ
の際こういう改正をやはりしたほうが
いいというふうな考へておりました。そ
れから原産地虚偽表示の防止につきま
しては、これは仮に條約に入らな
くても、若しアメリカでできたもの
のメイド・イン・ニュー・エイス・エイ
といふようなマークを付けて、そうし

て日本の内地の消費者を迷わしておることは、これは困るのであります、我々としては先ず必要な規定だと考えておられます。なお航空機関係の規定の挿入につきましては、只今申上げたような趣旨で、單なる準用の規定でなく、関税法に詳細に織り込むことをかねがね必要としておつたわけでありませう。以上簡單でございますが、内容を御説明いたしました、なお御質問によりましていろいろお答え申上げたいと思つております。

○委員(平沼彌太郎君) 質疑はおおりにありませんか。……それではこの法案の質疑は次に譲ります。

○委員(長平沼彌太郎君) それでは信用金庫法施行法の一部を改正する法律案、右について提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(佐久間徹君) 只今議題となりまして信用金庫法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

御承知の通り昨年六月信用金庫法を制定いたしました、協同組織による中小金融機関として信用金庫の制度を創設いたしました際、同時に信用金庫法施行法を制定いたしました、同法施行の日から一年内において、既存の信用協同組合のうち適格なものにつきましまして、免許を受けて信用金庫に転換できることとする共に、既存信用協同組合であつて、信用金庫となるものにつきましましては、同法施行の日から二年間を限り、信用金庫法第五條において規定する出資金の最低限度を緩和することとしたのであります。

協同組合は、それ／＼転換の手續を進めて参つたのであります、昨年十月以降逐次信用金庫の事業の免許が與えられ、四月二十八日現在におきまして、すでに免許を受けたものは内免許を含めまして、四百十となつておるであります。然るところ組織変更のための期間は先に申述べました通り一年間となつておりますので、来たる六月十五日となりますれば未だ組織変更するに至つていない信用協同組合は、経過措置としての簡易手續による転換ができない結果とならざるを得ないのであります。

又一方最近における金融状態に鑑みますと、中小金融の専門機関である信用金庫の活動を活性化することの必要性がますます痛感せられるに至つておるのでありますので、今回信用金庫法施行法の一部を改正いたしました、組織変更のための期間を更に一年間延長いたしますと共に、組織変更の際には出資金の最低限度を緩和する経過規定も同様一年間延長することとした、既存信用協同組合のうち適格なものが信用金庫となることに便宜を図り、以て中小金融の円滑化に資したいと存するものであります。

以上の趣旨によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員(長平沼彌太郎君) この法案についての質疑を行います。

○菊川孝夫君 切替の期間を一年間ずつ延長しようという提案理由の御趣旨のようになつて承つたのでございませう、又そうでございませうが、適格なもの、今日まで信用協同組合が信用金庫

に組織変更ができなかつた理由は、どこにそういう理由があつたのでございませうか。

○衆議院議員(佐久間徹君) お答えいたします。只今御質問の、今までのうちにこの適格、まあ適格の資格に欠けるところがある……まあ一つの線を引きまして、その線に入りませんでしたもの、先ず優先的に金庫にする、こういうふうなわけでございまして、信用協同組合全部当初から金庫にするというものがどうかと思つたのでございまして、その間にいろいろ検査等を行つたしまして、できるだけその最初引きました線に到達するものを優先的に金庫にいたしました、その間に信用協同組合側といたしましては、できるだけ努力いたしましてその線に持つて行こう、こういう努力をされておるようになつております。そういうわけでございまして、まだその線に到達しないものが多少ございませう。できるならば親心を以ちまして、既存の信用協同組合を少しも多く金庫に持つて行きたい、こういうふうに考えておるのであります、期間を延ばしまして長いいたしました、その間に組合の努力に待つて、金庫法の精神に従ひましてできるだけこのほかに作り上げよう、こういうまあ考えで延長をお願いしております。

○委員(長平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。それでは細かい点に就いて研究する必要がありますので、この法案は、今日はこの程度にして、次に国有財産特別措置法案について質疑を行います。速記をとめて。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始め、それでは午前の委員会はこれで休憩いたします。

午後十一時四十八分休憩

午後一時二十四分開会

○委員(長平沼彌太郎君) それでは午前に引続き委員会を開会いたします。貸付信託法案の質疑を行います。

○黒田英雄君 條文について二、三お尋ねしたいのですが、その一つは、第二條に「信託契約により受入れた金銀を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であつて、主として」ということになつておるのですが、十三條を見ると、「受託者は、貸付信託の信託財産を、貸付及び手形の割引の方法以外の方法により運用してはならない」といふことは、それ以外の方法は、いかんといふことになつておるのですが、「主として」といふことになつておると、何か他の方法によつて運用することもあるようにも見えますのであつて、十三條から見ると「主として」といふ言葉は意味をなさぬように思ふのですが、それは勿論余裕金は十三條にもありますが、預金するなり何なりして、遊ばしておくことのないほうがいいことは当然であるし、又最初に受入れた金銀を運用する、いろいろ預金にするとかいうようなことは当然いいことと思ふのですが、「主として」といふことを特に法文に用いられた趣旨はどういう趣旨ですか。

○政府委員(大月高君) 今黒田委員から御質問がございました通り、第十三條を「主として」といふことで表現いたしましたのでございまして、この第十三條の本文は、貸付及び手形の割引だけに嚴重に限定いたしておられます。ただ但書がございまして、余裕金と信託契約の取扱期間における信託財産、これだけに外してはございませう、適當な預金にするなりコールドに出すなり、その間運用できるので、嚴重に「貸付又は手形割引の方法により」と言ひ放しますと、そういうような場合について違法であるかどうかという問題を生ずる虞れがありますので、その点は第十三條の運用の余地があるといふ意味において「主として」といふ形容詞を入れたわけでありませう。

○黒田英雄君 そうすると「主として」は削つたほうがいいのじやないかと思ふのですが、こんな主としてといふ文字を書いて、如何にも何かほかにあるやうで、何か作文でも作るなら、主としてと言つてもかまわないのであつて、而も誤解を招く文字だと私は思ふのですが……

○政府委員(大月高君) 第二條は定義でございまして、その具体的な運用なり、具体的な手續は、この法律によるべきものであります。従ひましてここに「主として」と書きましても、書かないでおきましても、第十三條によつて具体的な財産の運用は行われるわけでございます。従ひましてこの第十三條による運用を「主として」と考えるか、或いは「主として」といふ形容詞をとつて考えるかといふことになりませう。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。それでは細かい点に就いて研究する必要がありますので、この法案は、今日はこの程度にして、次に国有財産特別措置法案について質疑を行います。速記をとめて。

○委員(長平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始め、それでは細かい点に就いて研究する必要がありますので、この法案は、今日はこの程度にして、次に国有財産特別措置法案について質疑を行います。速記をとめて。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始め、それでは細かい点に就いて研究する必要がありますので、この法案は、今日はこの程度にして、次に国有財産特別措置法案について質疑を行います。速記をとめて。

○委員(長平沼彌太郎君) 速記を始め、それでは細かい点に就いて研究する必要がありますので、この法案は、今日はこの程度にして、次に国有財産特別措置法案について質疑を行います。速記をとめて。

と、最も正確に申しますれば、やはり「主として」という形容詞がついておるほうが正確であつて、それを外して嚴重に、貸付又は手形割引の方法に限定してしまつて、却つて逆の誤解を起すのじやないかというのが、この「主として」という意味であります。

○黒田英雄君 どうも今の御説明だけでは、「主として」は例つたほうがいいのじやないかと思つてますが、それはまあ……次にお伺いしたいのは、十四條の第四項であるのですが、これは十四條につきまして「元本に損失を生じた場合にこれを補てんする契約をしたときは、その補てんに充てるため、当該貸付信託の収益の計算の時期」と、その収益のうちから特別留保金を積み立て、当該貸付信託の信託財産に留保しなければならぬ」とあるのですが、これはいいと思つてますが、その第四項で、「前項の規定に基き、政令で定める限度をこえることとなつたときは、そのこえる金額を、当該貸付信託に係る信託約款の変更により元本補てんの契約を解約したときは、特別留保金の金額を、それら、信託報酬として取得しなければならぬ」というので、これは信託会社が信託報酬として全部取つてしまふ、補填をしなかつてしまふことになると思つてますが、これは私の解釈が多少違ふかも知れませんが、そのならば、初めの特別留保金を積立てたのは、収益のうちから約定の信託報酬を差引いて得た収益ですから、それは本当に受益者に帰属すべきものであらうと思つてます。それを補填に充てるために特別に留保しているのですから、その留保が必要がなくなつたときにはそれは受益者に当然行くものではないかと思つてますが、これはどういふ意味ですか。

○政府委員(大月高君) この第十四條を立てました趣旨は、結局貸倒準備金と同じような趣旨でございまして、現に元本に損失を生じた場合に、補填する契約をいたしますと、仮に貸倒れがこの関係で生じた場合には、固有勘定で以てこの補填をしなければならぬわけではございません。そういたしますと、この信託会社といたしましては、突然大きな損失をこうむる、こういうことになるわけではございませんで、そういう準備に充てるために特別留保金を留保する。そういったしつと、本来の性質といたしましては、實質的な信託報酬のうちから積立てるべきものであると考へるわけでありまして、貸倒準備金にいたしまして、現に一般の銀行がその期の利益として計上されますものうちから貸倒準備金として積立てをいたしまして、その分として税法上損金とみなすというわけでございます。それと同じ意味におきまして、この特別留保金は分配を平等にするというふうな受益者の面から見た考へではなくして、この制度の受託者として動いております信託会社の不時の用に備へるといふ意味を持つてゐるわけでございます。従いまして實質的には信託報酬の中から積立てる観念すべきものでございまして、これを取り崩しました場合には当然信託会社に帰属する、こういうふうな考へてゐるわけでございます。

○黒田英雄君 ちよつとよくわからんのですが、この特別留保金というのは

なつたときにはそれは受益者に当然行くものではないかと思つてますが、これはどういふ意味ですか。

○政府委員(大月高君) この第十四條を立てました趣旨は、結局貸倒準備金と同じような趣旨でございまして、現に元本に損失を生じた場合に、補填する契約をいたしますと、仮に貸倒れがこの関係で生じた場合には、固有勘定で以てこの補填をしなければならぬわけではございません。そういたしますと、この信託会社といたしましては、突然大きな損失をこうむる、こういうことになるわけではございませんで、そういう準備に充てるために特別留保金を留保する。そういったしつと、本来の性質といたしましては、實質的な信託報酬のうちから積立てるべきものであると考へるわけでありまして、貸倒準備金にいたしまして、現に一般の銀行がその期の利益として計上されますものうちから貸倒準備金として積立てをいたしまして、その分として税法上損金とみなすというわけでございます。それと同じ意味におきまして、この特別留保金は分配を平等にするというふうな受益者の面から見た考へではなくして、この制度の受託者として動いております信託会社の不時の用に備へるといふ意味を持つてゐるわけでございます。従いまして實質的には信託報酬の中から積立てる観念すべきものでございまして、これを取り崩しました場合には当然信託会社に帰属する、こういうふうな考へてゐるわけでございます。

○黒田英雄君 ちよつとよくわからんのですが、この特別留保金というのは

収益のうちから積立てる、これはまあ間違いないわけですが、初めから元本補填の契約をしておらなければこれは当然受益者に行くべきものなんではないかと思つてます。ところが契約をしてゐるから、これは一応元本補填をするような必要が生じたときの危険のためであるが、それが要らなくなつたときに解約を、これはまあ四項は「補てんの契約を解約したときは」となつていますが、仮に解約をしないで、ずつと補填の契約は最後まで続いておる、併しながら元本にはそういう補填をするような必要は生じなかつたといふようなときには、これは法案には書いてないようですが、これもやはりこの四項によつて、信託報酬として取つてしまふという意味であらうと思つてますが、どうもそれは受益者に一旦やめるのが当然であつて、信託会社は信託報酬は契約によつてきめたものを取つておればそれでいいので、そうして実績主義で儲かつたものは受益者に配付してやるということが正当じやないかと思つてますが、どうですか。

○政府委員(河野通一君) 先ほど言ひ残しました説明に附加して申し上げます。これは一種の保険みたいなものと御了解頂きたいと思つてます。黒田さんも保険会社をやつておられるので御承知の通りであつて、仮に元本補填の契約をしたために、或る程度のもので特別預金として積んだ。五十万円なら五十万円積んだ。ところが實際損は百万円だつたという場合は、やはり自分の体を食つて埋めなければならぬわけですが、信託会社としては、そういう意味において、一方ではその留保金で十分

○黒田英雄君 ちよつとよくわからんのですが、この特別留保金というのは

バーでできるかできないかわからぬわけですが、できない場合もあり得るわけですが、一方では一種の保険ですから、損失が實際出て来なければ、出て来ないものは保険と同じようにお考へになつて、やはり会社の固有財産に帰属するといふふうな考へるのが筋じやないか。保険事故が起らなかつたからというので皆契約者に返すということになるのじやなくして、やはりその保険料で十分損失を賄えなかつたら別のほうで拂わなければならぬ。この点は同じようにお考へになつて頂いて結構と、かように思つてます。

○黒田英雄君 お考へは大體わかつた。それでは元本補填の契約を四項は解約した場合を書いてあるのですが、解約をしないですつとやつてゐる場合においてはどうかですか。信託契約終了の場合においてこの條文によつて処理されるのですか。

○政府委員(大月高君) この特別留保金は、先ほど御説明申し上げましたように、損失の補填契約をしておる限りにおいて、固有勘定で損失をこうむる虞れがある、それに対する留保金の意味でございます。従いましてこの契約がすつかりなくなるとか或いは補填契約がなくなるといふことは、損失が起きましても、これは完全に受益者にそのまま行つてしまふ。そういたしますと、この固有勘定自体に対する影響はなくなるわけでございます。そういう意味におきまして、その制度の本質もいたしましてこの特別留保金というものは、契約がなくなつてしまふ、全部終了いたしますれば、当然なくなるわけでございます。そのなかり方は、信託報酬として信託会社に帰属す

る、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○黒田英雄君 ちよつとそのところがよくわからんのですが、信託契約が終了した場合には、特別留保金があれば、それは信託会社が留保したのだから、信託会社のものだといふふうな解釈せられるわけですか。保険料とかいうようなことはこの法文には書いてないのだから、とにかく留保しておるの、私は受益者のために留保しておるのかと思つてますが、信託会社のために留保しておつたのであつて、当然信託会社のものであるといふ解釈なんですか。

○政府委員(大月高君) この特別留保金が仮に受益者に対する配当金を平均さす、そういうような意味で留保してあつたのなら、まさに受益者のものとしてございまして、留保金を崩せば最終的に受益者に帰属すべきものだと思つてます。ただそういう考へをとりまして、それは損失補填をするのと否にかかわらず、そういう制度になるわけではございまして、この第十四條におきまして、損失補填契約をしておる場合に限つて、こういう特別留保金を積みまして、この契約のない場合にはこの制度を全然適用しない。そういう意味からいたしますと、これは信託会社の固有財産の側の損失をならす制度である、そういうふうにお考へ願ひたいと思つてます。

○黒田英雄君 それなら「当該貸付信託の信託財産に留保しなければならぬ」といふ言葉はどうか少しおかしなように思つてますが。

○政府委員(大月高君) このどちらに計上するかというところは、便宜の問題でございます。これは特別留保金である限度におきましては、収益の中

から積立てるといふわけであつて、受
益者に帰属して居るものでも直接信託
会社に帰属して居るものでもないわけ
でございます。で、これは特に信託財
産に留保するといふように書きまし
たゆえんは、税法上の取扱を簡便にする
意味でございます。仮にこれを本来
の固有勘定に積立てるといたします
と、どうしても税法上の面におきまし
て収益に入るわけでございますから、
これについて免税をするとか、貸倒準
備金と同様に取扱うか、そういうふう
な税法上の措置をとる必要があるわけ
でございます。これを信託財産として留
保しておきますれば、まあ収益なり元
本の配当する以前においては、税法上
の対象にならないといふことは解釈上
当然になりますので、そういう技術的の
便宜におきまして、信託財産に留保す
る、こういう表現を使つたわけであり
ます。

○黒田英雄君 そのことはわかりまし
たが、当然貸付信託の信託財産に留保
したものとすれば、その元本補填の契
約を解約したときは、四項によつては
つきりしますが、解約をしないで信託
契約を終了した場合においては、信託
財産としてその期間まで残つて居るわ
けです。それは留保財産だけは、これは信
託会社の信託報酬になるのだといふ、
この何か規定がないと、信託財産の今後
処分の場合において非常に法文上不備
があるのじやないかと思ふのですが。

○政府委員(大月高君) これは第十四
條の一項によりまして、「元本に損失
を生じた場合にこれを補てんする契約
をしたときは、その補てんに充てるた
め、」といふ、この特別留保金の制度を

そこで明示したわけでございます。ま
す。で、なぜ特別留保金を積立てるか
といふことになりまして、今申上げま
したように、補てん契約をした場合に
限つて積立てて居る。それは今のよう
に固有財産の損失をならすためのもの
である、こういうことでございます。す
で、そういう制度の性質上当然信託財
産に帰属するものとして特別の規定を
おかなかつたわけでございます。

○黒田英雄君 どうもその点は少しよ
くわからんように思ふのですが、まあ
第三項の「特別留保金の限度及び積立
の方法は、政令で定める。」とあります
が、これはどういふふうに定めるので
すか。

○政府委員(大月高君) 先ほど申上げ
ましたように、この特別留保金自体
が、一般の銀行について考えられてお
ります。貸倒準備金の制度とは精神を
同じくいたします。その率及び方
法等につきましては、貸倒準備金の制
度に準じて主税局とよく相談いたしま
して、均衡を失しない程度に定めら
れ、こういうふうに考へております。

○黒田英雄君 この第七條に「信託會
社は、貸付信託に係る信託契約を締結
しようとするときは、左の事項を公告
しなければならぬ。」この公告の義
務を規定化せられておりますが、この
中に、今の元本補填の契約をするとい
うような場合には、元本の補填の契約
があるのだといふことは公告をする必
要があるのじやないですか。

○政府委員(大月高君) 第七條の公告
は、結局誰がどういふ目的でいつから
いつまでのものもを集めたとして、い
ついつ収益の計算をするか、いつ元本
を償還するかといふ、いわば形式的の

要件だけを、具体的な要素の確認でき
るだけの最小限度を並べたわけござ
いまして、別に第三條によりまして、
この信託契約のものと異なる信託約款
は、大蔵大臣の承認を受けるわけござ
います。それでそれに則りまして信
託契約を締結するわけでございます。か
ら、具体的にこの受益証券を買入人
いたしましては、その詳細な条件を見
まして、そこで買入。従いましてこの
元本補填の契約をしたかどうかとい
うことは、公告としては要件といたさな
かつたわけでございます。

○黒田英雄君 併しこれはなか／＼申
込む者には重要な事項のように思ひま
すけれども、それはどつちでも大した
ことではないと思ふのですが、それから
さつきの十四條ですが、特別留保金の
問題をも少し……、これの運用とい
うものはこの十四條の一項によつて、
当該貸付信託の信託財産に留保して
おるのですから、やはり貸付信託の運用
方法によつて運用しなければならぬの
ですか。これは運用しなくてもいいと
か、或いは勝手に運用していいとい
ふことになるのですか。やはり十三條の
適用を受けるのですか。

○政府委員(大月高君) これはやはり
当該貸付信託の信託財産でありますの
で、第十三條の規定によりまして運用
される必要があるわけでございます。
これは特別留保金という計算上の数字
でございますので、具体的なものとし
ては何かの恰好になつておらなくち
やならぬのでございます。それは第十三
條の形式による貸付又は手形割引の方
法によるわけでございます。

○黒田英雄君 もう一つ、この十三條
によりまして、貸付及び手形の割引の

方法で以て運用する場合に、担保をと
つて貸付けるか、無担保で貸付けるか
といふようなことは、これは信託会社
の自由でいいわけなんですか。勿論善
良なる管理者の注意を以てやらなくち
やならぬことは信託法によつてきまつ
て居るわけですが、担保をとるかとい
ふかは勝手にやつていいという御趣旨
ですか。

○政府委員(大月高君) 只今の黒田委
員のお話の通りでございます。信託
会社といたしましては、善良なる管理
者の注意を以て人の財産を運用する義
務があるわけでございます。それ
について、一般の金融界において常識
となつて居ります貸付の原則によつて
やる。そういたしますれば、当然長期
の貸付になつて参りますれば、これを
担保をとつて貸すということが原則に
なるうかと存するわけでございます。
これは特に法律上明定してないの
であります。

○田村文吉君 前に御説明があつたの
かも知れませんが、第三條の信託の目
的ですね、一にあるこれは具体的に言
いますと、どういふことをお書きにな
るのでございますか。

○政府委員(大月高君) ここで考へて
おります目的は、一般の金銭信託の場
合におきまして、こういう項目で書か
れますことは、金銭の運用による利殖
といふように抽象的に書かれるわけ
でございますが、これはこの法律の第一
條に目的が掲げられております。す
で、資源の開発その他重要な産業に対
する融資といふことがこゝにございま
すので、單なる金銭利殖といふこと
なくして何々産業、何々業に対する融
資による利殖と、こういうふうに書く

ことになると存じます。具体的に電力
であるとか、海運業であるとか、造船
業であるとか、そういうふうに表現さ
れるものと考へております。

○田村文吉君 そこで一体どの程度ま
で……信託の目的といふものは、大体
この法律に明らかに目的がなつて居
るんだから、それをわざ／＼ここに書く
必要があるなら、そこに具体的に或る
程度の問題を、どういふ特殊の電気會
社のものをやるかといふところまで突
つ込んでお書きになるのか、そうでな
くて電気事業の投資のためにやるのだ
といふ程度におとどめになるのか。そ
の辺がちよつとはつきりしないので
すか……。

○政府委員(大月高君) これは特定の
会社といふことは厳に限定しない、先
ほどのお話のように電力業或いは造船
業と、そういうふうに限定いたしたい
と考へております。

○油井賢太郎君 一点伺いたいのです
が、若しこの貸付を受けて居る会社が
事業の失敗によつて元本も何も返すど
ころの騒ぎじやないような赤字が出て
しまつたといふ場合には、これは元本の
補填といふことは優先的にやるので
すか。それから又更に最悪の場合、
破産などという場合には、他の如何な
る債権にも優先してこれは返してやる
といふやうな解釈になるのですか。

○政府委員(大月高君) この制度とい
たしまして、元本の補填をする場合
と、しない場合とあることは今のお話
の通りでございますが、元本の補填契
約をいたしておらない場合におきま
しては、若し貸倒ができませんれば、その
危険は全部受益者に帰属するわけござ
います。で、元本補填の契約をいた

してあります場合には、仮に破産といふようなことがございませうれば、この補填契約に基きまして、直ちに契約に基いて拂う、従いましてその危険は会社に帰属するわけでございまして、その元本補填の契約をいたしておるかいたしておらないかによつて性格が違つたわけでございまして、ただ現実の問題といたしましては、仮にそういう破産するやうな会社に融資するといふことは、まあ万々ないと思ひますが、それは万々あるかも知れない。併しそれに對しまして善良なる管理者の注意の義務に基きまして十分なる担保を取るか、或いはその他保証を付けるとか、そういうことによつて万遺憾ないやうに処置して行く、これが又一つの信託の本質であると思ひます。

○油井賢太郎君 私の言うのはさうではないのです。この契約以外の事由によつて信託会社そのものが、つまり事業の整理をしなくてはならない、或いは破産してしまつた、そういうたやうな場合における優先処置がとられるのかどうか。

○政府委員(大月高君) 信託会社自体が仮にまあ破産いたしました、さういふやうな場合になりますれば、これはやはり一つの私企業でございまして、一般の破産法の原理によつて処理されるより仕方がない。さういたしました、この補填契約自体は一つの保証債務でございまして、やはり一般の破産債権として処理される。特別な優先権はないと考へております。

○田村文吉君 さうすると勲業債券とか興業債券とか過去において発行されたものと実質的に違つて点を一つ列挙して頂けませんか。

○政府委員(大月高君) これはいわゆる信託でございまして、社債の性質を持つております。金債とは、要するに信託であるか社債であるかという点において違つております。その根本は、若し貸倒れ、これに基きまして貸倒れでもございました場合には、社債でございまして全会社の財産を以てこれを拂つて行く、それに對しまして信託の關係では、その貸付の期限に應じて分配して行く、その点が本質的に違つて分配して行く、それから具体的に當事者の側から申しますと、この貸付信託では、融資の對象が或る意味で限定されております。先ほどのお尋ねのいわゆる信託の目的といふものが限定されております。對しまして、例へば金債でございませうれば、それによつて得た資金は、銀行の自発的な意思によつて適当に融資される。それから第三の点は、社債或いは金債におきましては、あらかじめ約定された利殖がございまして、その定つた金額を拂う。この貸付信託におきましては、実績配当主義をとつておりますので、そこに金額の変動がある、これだけの違いがあるわけでありませう。

○田村文吉君 それでさつき御質問があつたやうですが、損した場合に、信託した人が損を分担する。併し利益があつた場合には別にそれは均等にないというわけですか。剰余金の分配にあつたらんというやうな点は、この剰余金という意味は、利益という意味ではないのですか、その点がはつきりしないのです。

○政府委員(大月高君) 信託の制度といたしましては、この信託財産を運用

いたしまして収益を挙げますその収益の中から、約定の信託報酬を信託会社から差引まして、その残りは一切受益者に分配するといふのが信託の制度でございまして、勿論非常に有利に運用されたならば、その配当は非常に高い、それがその運用がうまく行かなければ配当は少い、さういふことになつて行つてございまして、いい場合も悪い場合もそのまま反映するといふのが信託の制度でございませう。

○田村文吉君 さうすると、すでに企業をやつていられるならば、企業利益といふものが拳るのですが、全然社債、さういふものと性質が違つて、企業利益の配当を受ける信託なんだといふ、さういふことになりませうと、新規に電氣を開張するといふやうな目的には資金が廻らないといふ感じがちよつとするんですが、さういふことはないですか。

○政府委員(大月高君) この制度によつて貸付けを受けます会社の側からいたしまして、それは貸付を受けたいと思つたならば、それは貸付を受けたいと思つたならば、さういふことになりませうと、その場合には貸付契約におきまして利子率の約定もございませうから、それは産業の側から考へますと、普通の金を借りるのとちつとも違つないわけにございまして、電力の開張、造船その他如何なる産業でもこの金は廻し得る建前になるわけでありませう。

○田村文吉君 要するに、やはり金貸業でせう。金貸の企業でせう。さういふことになつて行つて、余り變らないわけにやないかと思つたのでちよつと伺つたんですが、大体わかりました。

○野渡勝君 私はよくわからんのです。信託は前に相当あつたので、それがどういふ關係か知らんが、今度は信託をやめて銀行といふことに改められたんですが、又貸付信託法といふものが出来たんですが、これはここで言つた信託と前であつた信託と、信託といふ内容が違つたのですか。

○政府委員(大月高君) これは先日御説明申し上げましたのは、現在の信託会社は全部信託銀行といふ恰好になつておりました。本来企業の性格といつたしましては銀行でございませう。それが信託業務を兼営するといふ恰好になつておるわけにございませう。従来から引続きやばり信託業務は実行いたしておるわけにございませう。それによつておるこの貸付信託法は、その信託の一つの新らしい形式としてこの制度を立てようといふわけにございませう。信託の制度を一度壊して又新たに別の恰好で起したといふ意味ではなくして、前から続いております信託制度に新らしい形の制度を加える、さういふやうに御了解願ひたいと存じます。

○野渡勝君 何だかさつぱりわからんが、そんな必要はあるのかね。前の貸付信託銀行でこれを兼ねてやることのできるものを、別個にさういふものを作つて、新らしい何か格付けでもあつたらんことを言われるのが、一体どういふところか新らしいのですか。又どういふことを、この貸付信託法でも作らなければいゝわけにやないかと思つたので、この貸付信託法でどういふことか、この制度の一個の狙いは、信託の制度に有価証券をコイルを入れたことによつて、従来の信託制度におきましては受益者は

証書を持つておるだけでございませう。それによつてこの制度におきまして受益者は、受益権が有価証券に化体される、有価証券の恰好になつておる、さういふ意味におきまして一般に流通し得る、それだけ消化が容易でございまして、金がたぐさん集まる、さういふことになつて行つてございませう。なおこの制度といたしまして、その受益証券を無記名とすることによりまして、ほかの無記名と同様の税法上の特権を與えることによりまして、なお一般の資金吸収の一助にいたしたい。この制度がなくてもほかにいろいろ手はあつたわけにございませうが、この新らしい制度を一つ加えることによりまして、資金蓄積の新らしい手段としてなお一つ加えたいといふ意味でございませう。

○野渡勝君 さういふ私にはわからんが、先ほど政府委員の御答弁によりますと、前の信託銀行でも業務をなすことが出来るのに、有価証券コイルの点が違つたんだといふ点が高く評価されておるやうであります。併し有価証券コイルといふ点だけで、かような貸付信託法といふものを作らなかつたらんのですか。もう少し大きな狙いがあるのですか。それならそれでどういふ言つてもいいと思つた。例へば末尾においてあなたの言われたやうに、資金の蓄積に重点を置いておるといふなら私は領ける。例へば無記名で、そのほうで資金回収をやるという点に重点があるというやうなことがコイル政策といふだけで考へられるといふと、私はこんな法律案は必要ないと思つております。その点のウ

七

第六部 大蔵委員会會議録第五十二号 昭和二十七年五月十五日 【参議院】

エイトはどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(大月高君) 有価証券の恰好によりまして資金蓄積に一層の便益を興えたいということをごさいますし、目的は飽くまで資金蓄積にあるわけでございます。

○岡崎眞一君 あとでちよつと大臣に伺いたいところがあるのですが、いまませんから……この受益証券は信託だけが扱うのですか。それとも委託者がほかに扱わすというふうな……先ほど野澤さんに対してのお話からいつても、窓口を拡げて広く資金を集めるといふような趣旨からいつてもそういう点について何かお考えがありますか。つまり証券業者あたりに扱わす、そういうふうな考え方ですね。

○政府委員(大月高君) 只今考えておりますところは、信託銀行の窓口を通じて取りあえず消化させたいと考えております。ただ法律的に申しますと、これは有価証券でございますし、証券取引法によつて、取引所においても売買できますし、一般の証券業者も扱ひ得るものでございます。将来どん／＼消化ができる。従つてその窓口もつと一層多いほうがいい、こういうふうになりますれば、又証券業者にも頼んで消化してもらつて、こういうことがあり得ると思つてございまして、差当りは取りあえず信託銀行の窓口を通じて消化したいという方針であります。

○田村文吉君 大体どのくらいの利息といたしますか、利益の返還といたしますか、を見込んでいられるのですか。

○政府委員(大月高君) 大体におきまして一般の金銭信託及び一般に合同運

用の金銭信託といつておられますもの、それより若干利廻りがよくなる程度かと考えておりますが、具体的に申し上げますと、現在の合同運用の金銭信託におきましては、年六分でございます。二年で七分、五年で九分ということになつておりますが、この制度によりまして二年で大体七分、二厘から五年で九分、二厘のところ、そういうところにおきまして、実績によりまして配当するといふふうに一応の計算を立てております。

○田村文吉君 この制度は英米でやつておる制度なんでしょうか。

○政府委員(大月高君) 日本の信託の制度は、大体発達の経路からいたしまして英米の恰好と相当に違つております。英米では御存じのように普通の財産の信託といふことから始まりまして、金銭の信託といふことは非常に少いわけでございます。そうしてございませう場合でも、主として合同ではなくして個々の運用を圖つておる、これが本来信託の制度として発達して来た形でございます。ところが日本におきましてはそういう財産もそうたくさんない。而も最初発達いたしましたときに、合同運用の金銭信託というものが主流をなしまして、それが実質的には預金と同じような性格を持つておるものでございまして、英米の信託といふものとはそも／＼の発足の当初から恰好が違つておるわけでございます。最近アメリカあたりの事例を見ますと、日本でやつておりますような合同運用の金銭信託といふような恰好が次第に出て来ておるようになつてございまして、そういう意味から行きまして、逆に申せば日本式の恰好に英米

のほうに向いて来ておる、こういうこととでございます。ただこの受益権を有価証券に表現する、有価証券の恰好にするといふことは今度初めて我が國で考えたわけでございます。英米でも今そういうことを考えておるとは聞いておりません。

○油井賢太郎君 もう一度、さつきの件について腑に落ちない点があるのですが、元本を補填しない場合に、融資先が整理でもした場合には、当然損失というものは委託者にかかるという説なんです。それで以上は、委託者が、つまり責任を持つておることになります。融資先に対する信用の責任というものは委託者にあるということになるのですか。

○政府委員(大月高君) 信託の考えかたをいいますと、或る人が財産を持つておる、それを運用したい、併し自分ではそれをどこかいいか、或いはどこか安全であるかといふようなことについて十分な知識とか経験とかに乏しい、そういうような場合に、或る特定の信頼し得る人を発見いたしました、その人に財産を管理してもらつて、而もそれを運用するといふのがそも／＼の信託のできた恰好でございます。従いましてただ委託者の財産を現に持つておる人の立場からいいますと、自由に運用してくれといふようなことは比較的稀なものでございまして、この持つておる金は例えば証券に投資して欲しいとか、或いはこれは何かの貸付に廻して利殖して欲しいとか、そういういろ／＼指図権を持つておるわけでございます。この貸付信託の制度におきましても、この法制の目的に従いまし

して、緊要な産業に対する融資というのが目的になつておりますので、この証券を持つております委託者は、その信託約款の條項に基きまして、そういうことを承知して信託会社に運用を任せ、こう、いう趣旨でございますので、最終的の選択権は勿論委託者でございますが、個々の融資の決定を信託会社に信託して任せておる、そういう意味でございます。従いまして信託会社の立場からいいますと、その管理運用することに對する報酬と言へば、手数料といたしまして信託報酬を一定の歩合で取る、それが信託会社の仕事でございます。その結果は、融資先に損失が起きるといふようなことになりまますと、その最終的な結果はやはり受益者のほうに帰つて来る。結局委託者といたしましては、どの信託会社を選び、誰に信託するかといふところに勝負の魅力があるわけでございます。大蔵省としてはその委託を受けた会社が安んじたいといふようにいふことを見ておるわけでございます。

○油井賢太郎君 そちらと委託者が自分の責任においてどこへ貸すかといふことを信託会社に任した場合は、その任された信託会社が潰れてしまつても、委託者があつた場合でも、信託会社に対する責任も委託者が負うといふことは二重責任になりはしないのですか。つまり貸出先を信託してここに貸すならこの投資をしようといふことになつておるから、その信託会社自身が潰れた場合に、優先的に元本を返してもらつてもいいといふことにはならないのですか。

○政府委員(大月高君) 今の問題は二つの面がございまして、信託の運用として、例えば某々会社に貸しておる。その貸出先の会社が悪くなりまして、貸付金が取れなくなつたという場合には、直接委託者であり、受益者である個人のほうにそのまま反映するわけでございます。若し仮にその貸出先の某々会社が非常に健全であつて、その貸付金も完全に返つて来る、こういう場合に、そういう状態の下におきまして、仮に信託会社が破産する、こういうふうなことになる、信託の法理から申しますれば、その最初の預つた財産は信託財産でございます。破産いたしました信託会社の財産は固有財産といふことになつて、完全に別経理といふことになつております。従つて信託会社の破産の効力は全然信託会社には及ばない。従いまして一〇〇％委託者なり、受益者はその収益を取れる、こういうこととでございます。ただもう一段、信託会社が仮に保証契約をしておる、こういうような場合は様子が若干變つて来るわけでございます。その場合には、貸付先に対する融資が仮に焦付くといふような場合には、今度は信託会社がその保証をする責任を持つておるわけでございます。で、受益者といつたしましては一〇〇％もらえる。ただ信託会社がその上に破産でも仮にするといたしますと、その保証契約を十分実行し得ない。その結果受益者も何らかの損失をこうむるといふ二段階になつて損失をこうむるわけでございます。

○油井賢太郎君 今のところちよつとまだはつきり呑み込めないのですが、元本補填の場合、貸出先が例えば整理になつた場合でも、それは成るほど委託者が責任を負うといふことではないか

も知れない。元本補填でない契約の場合には、貸出先が健全な場合であつたならば、優先的に元本は返してもらえ、このように解釈でいいのですか。
○政府委員(大月高君) その通りでございます。

○田村文吉君 そういう場合に会計が混乱する虞れはありませんか。某信託会社が内容が悪くなつて来た。その場合において実は某会社に貸付けておられるのですが、そのほかにもその会社自体がほかの自分の手持金を貸してあるかも知れん、そういう場合も起つて来るので、そういう場合に一体はつきりとしたそういう信託財団としての明瞭なあれができませんか。

○政府委員(大月高君) そういう監督をいたしますために信託業法が特にこしらえてございまして、検査をし、或いは報告を取り、あらゆる監督の手段を講じておるわけでありまして、大蔵省といたしまして、銀行局の中に検査部がございまして、必ず年に一回とか、二年に一回とか現地に臨みまして一切の帳簿書類を検査いたしました。そういう不正なことが行われないうちに嚴重に監督いたしておるわけでございます。その監督の諸法規が信託業法になつたわけでありまして。

○田村文吉君 それからもう一つ、そういう場合に破産でもしましたというところが起つて来て、信託財産の運用に對して責任者がなにか、或いは完全に運用できないというような場合が起つて来はせんかという心配があるのですが、そういう場合には今の検査官が何か適当な方法を考へるか、或いは信託した一つの集团的ものの会合でそ

ういうものを運用する方法を考へるとかいう方法があるのですか。

○政府委員(大月高君) 現在の法制におきましては、例えば監督官庁において業務の管理をするとか、そういうような法制はございせん。併し大体のこういう銀行とか、或いは信託銀行に對する行政指導の方針と申しますのは、そういう破産というふうな状態に陥らないように、要するに予防制度をやつておる、こういうのが行政府でございまして、現に信託業法が実行になりましたのが大正十一年でございまして、それからすでに三十年以上もたつておりますけれども、一つの信託会社の破産もないわけでございます。それから銀行につきましても昭和二年に現在の銀行法がございましてから二十五年たつておりますが、一行の破産もございせんし、預金者に迷惑をかけた事例はない。そういう意味におきまして、破産の場合にどうするかというよりも、むしろそういう事態が起きないように努力をするというのが行政の指導方針になつております。従いましてこういう制度を立てましても、万一御心配かけられるような事態は全然ないものと確信いたしております。

○田村文吉君 是非そうあらねばならんと期待いたしますが、今度の大きな変革というものは、あなたが大蔵省に御期待なさるような、昭和二年の大恐慌と、或いは大正十二年と昭和二年のモトリアム、あんなこと以上の事件が起らんとは誰しも保証できないので、そういう場合に、問題がちつと総括論みたいなお話になりましたが、そういうでないこの問題自体として、そういう問題が起つた場合には、一体信託財

産の仲間が皆で寄合つて運用ができるようになるかどうかというところをお伺いしたい。

○政府委員(大月高君) これは一般の委託者なり、受益者の保護という観点から考へられる問題でございますが、具体的に法制的に申上げますと、監督官庁で管理するということとはございせんが、現実の問題といたしまして、これは株式会社でございますので、株主がいろいろなことを考へて善処するだらうと思ひますし、行政的にはそういうふしだらが起きないようには善処いたしたい。それから場合によりますれば、委託者のかたの中から代表者で、而も知識経験のあるかたを推戴されまして、その重役として入れて万全の運用を期する、そういう事態もあり得るかと思ひますが、それはいずれも法制的問題ではなくして、具体的問題として考へるべきことかと思ひます。

○田村文吉君 もう一つ伺いたいのは、投資者としましては、一体重要産業であるとか重要産業でないとかという議論ではなくて、自分の資産が如何に安全に運用されるかという点にあるのですか。そこで政府はそういう重要産業というものを意図しておるのであるとおつしやつても、実際の投資家自体の心構へは違ふのです。安全に運用してさへもらえればいい、こういうことなんだらうと私は思ふのです。そこで全く縁のないものをどうしてお繋ぎになるか、大蔵省で大蔵大臣が許可されるか、重要産業というものの定義、そういうものは一体どういう目安で以て今後許可される御方針になつておるか、例へば今おつしやつた電気と

か造船業、これだけに限つていられるのか、或いはその他いろいろ点までお考へになつていらつしやるのか、無論料理屋やそういうものまでお考へになつてはいいまいが、どうかと言つて重点産業と称するもの自体にかなり疑いがあり、投資家自体としては、一体そういうところまでは考へていないという点の矛盾ですね、そういうような関係はどうですか。

○政府委員(大月高君) この制度の一つの狙いは、やはりいわば今の段階における緊要産業と結び付けることにおきまして投資家の関心の強い産業に金を流す、そのために償還を容易にするという狙いを持つておるわけでございます。そのほか純粹の資金蓄積という面にあるわけでございます。そういう狙いがあるわけでございます。具体的には緊要な産業といたしましてはどの範囲かということ、そのときどきの情勢によつて変わるべきものだと存じておりますが、現在のところ開発銀行で緊要産業というものの一つのリストを持つておりますので、その範囲のところ考へて行きたいというのが今の考へであります。

○菊川孝夫君 大蔵大臣にこの間から出席を求めておつたのですが、今日お見えになりましたので、私は貸付信託の問題と、それからもう一つはこの間のメーデー当日の宮城前広場における騒擾事件に絡みまして、税務署が今年になつてから特にほうほうで襲撃を受けておる。これもやはり一貫した関連性を持つておると思ひますので、これが対策その他について、この二点についてお伺いしたいと思います。

先ず順序といたしまして、この間から用意しておりました税務署の襲撃について若干御質問いたします。第一は、税務署が現在相当襲撃されるというのは、新聞にも出ますし、又新聞に出なくても小さいやがらせであるとかいふのがあつたらうと私は聞いておるのでありますが、中でも今年の三月でしたか広島島の国税局管内に起りました海田市であるとか、可部、あそこの税務署の襲撃事件の際には相当税務職員もいろいろ危害を受けたというふうなことも、新聞にも載つておりますし、又現地へ我々が参りました際にも聞いて参つたわけでありまして、これにつきましても大蔵大臣としてこれは特にこの際注意しなければならぬのは、今の国際情勢から考へまして、日本が両勢力の接衝点になつておるということは、これは争われない事実だと思ひます。従いまして、一方アメリカのほうではここで共産主義の侵入を防ごうとするし、又ソヴェットのほうは何と言つても日本から、アメリカがここに勢力を扶植することはこれは何としても堪えられないところであらうから、できる限りこれは追ひ返して、そうして日本におかれなくするようになつたい、こういう職務をとつて、これは地下において相当猛烈な暗闘が繰返されておること、これは誰でも情勢判断しなければならぬと思ふのであります。その一つの方法としまして、先ず日本の行政機構、治安機構等を麻痺させる、そうしてそういう条件を作り出して行くという戦略も職務の上に出て来ておるだらうと思ふので、そこで狙われるのは先ず警察官、警察官が安月給で、そうして大衆からは馬鹿にされると、

殊に子供なんかからでも、よく警察官と大衆と衝突した場合に、朝鮮人等は子供を先に立てて行くのであります。従つて、そうなつて来ると警察官はもう馬鹿らしくなつて来るので、どうしても横を向くと、こういうことになつて来る。又、そういうふうに向かせよう、その間隙に乗じて共産主義の思想を吹き込もうと、まさかの場合には、これはあなたがたの狙つておる、即ち木村法務総裁の言つておる暴徒を捕まえるどころか、時の権力者に棍棒を向けて来るということに仕向けると、これが狙いだと思つておるものであります。それから又税務署に向つては徴税機構を麻痺させてしまふと、毎日々々襲撃を受けるかも知れない。或いはほうぼうにちよつと行くといやがらせをする、実際には危害を加えないかも知れないけれども……。そういうことです、安い月給で而も他人にはいやがられる、どうせそんなことならばお座なりに済ましておけと、こういうふうな気分を起させることが一つと、もう一つは、たくさん人間を、今税金が高い、税金には国民が皆苦しんでおりますから、税金が高いからこれをまげさせようじやないかというふうな大衆煽動をやりますと、どうしたつて集まると次第の先には立つて行つて、事と次第によつては税務署襲撃事件等に煽動すると、こういうふうに向つて来るのではないかと私は思つておるものであります、そこでこれに対して大蔵省としてどういふ対策を大蔵大臣立てておるか。

それからもう一つは、特審局等を通じて、これはどういふ戦略戦術に於て来ておるかということについてあなたの方に情報も入つておると思うのであります、その入つておる範囲の、例えば吉河特審局長あたりは新聞にも堂々と発表されておたのであるが、自由党の総務会その他におき、すでに軍事教練をやつておるか、武器の製造の用意をしておるか、いろいろなことまで堂々と宣言しておられるのですが、当然今後税務署に向つても、そういう行動が執拗に繰返されるのではないかと。而も大蔵大臣としては、そういう情報を得て対策を立てておかなければならぬと思つておられます、第一点は、差当り今日まであつた事件の中で主なる、先ほど申し上げました広島国税局管内に起つた事件の被害の一番大きかつたものについての対策、どの程度のものがやられたか、それから情報等においてどういふ戦略に出して来ておるか、それからこれが対策についてどういふ対策を考えておられるか、この三点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 税務署に對しまして、火焔ビンその他危害を興える行為は、昨年の暮頃から始まりまして、この一二月かなり熾烈を極めておつたのであります。二月末現在で大体三十件くらいございました。三月になりましたらも相当にございました。これはまあ全国的でございますが、その都度適切な措置をとつております。書類その他が焼けたのは余りございません。殆んど未然に防いでおるのであります。こういう際でありますので、宿直を殖やすとか、或いは附近との連絡をとるとか、又警察関係にお願ひして警備の助けをしてもらふとか、いろいろな方法をとり、又その危害を興えんとした場合における税務職員の適宜な措置につきましては、適宜な方法で表彰するとか、とにかく被害を最小限度にとどめるように努力いたしていただいております。お話の通り税務署庁舎に加える危害ならばまだ全体的に相当防ぎいのであります、所によりましては、課長、主任の自宅を訪問して強制面会をするとか、或いは尾籠な話でございますが、汚物を投げつけるとかというふうなことも聞いておりますので、先ほど申し上げましたように税務署職員で自衛態勢を整えんと共に、警察方面とも連絡して被害のないようにいたしていただいております。而してその原因を調べますと、お話のようない点もあるようでございますが、主として事件の大部分というものは所得税関係でなしに、酒造税関係、密造関係が多いのであります。広島の問題につきましてもそうでございます。従いまして密造関係になりますといわゆる朝鮮人が多い、こういうので、こういう危害を興えんとした場合の違反というものは酒造税関係が多いようであるのであります。それに一部の過激分子が入つておる、こういうことになつておるのであります。

それから特審局その他の方面との連絡につきましましては、私と法務総裁が連絡をいたしておられますが、こういう現地の問題でございますので、各国税局長を東京に集めまして、関係方面、関係方面とは国内のことでございますが、特審局或いは国警その他の警察方面とも各国税局長が現在において協議するのみならず、東京で開かれた会議におきましても、関係各省の人といろいろ協議をいたしていただいております。

○菊川孝夫君 その点についてまあ今大蔵大臣が説明になつたような自衛の態勢という話ですが、この点につきましては税務署の職員が私のところへまあ陳情に参りまして、一つには税務署には簡便であるとか具体的な点に入りませんが、大蔵大臣が特に税務系統の出身でよくおわかりだと思つておるのですが、簡便であるとか或いは守衛であるとかいふ制度を制度化する必要があるのかやないかというふうな意見を持つて来ておるんですが、これについては具体的に進めておるかどうか、それから又相違予算的な措置を講じて、例えば折角集めた調査書類等に若しも火がついて……火がついてしまつてからでは仕方がないので、申告書も焼いてしまつて、それをもう一遍出させるといつてもできつないから従つてこういつた書類を安全に保管して少々の火災でも被害をこうむらないようにする処置を、これは予算的な処置も相当必要だと思つておるが、応急措置としてどういふ措置を講ずる必要があると思つて、これに對する処置ができておるかどうか、もう一つはやつぱり何と言つてもこの間の富士銀行のギヤング事件のときも一応あのベルが用意してあつたが、税務署と警察は、大抵税務署の所在地には警察署がある、大体原則として税務署と警察は一緒の町にあるようになつておるが、これが非常ベルの連絡等に、まあ具体的な例を言つておるやうな

よりなことについても進んでおるかどうか、ただ自衛態勢だ自衛態勢だと言つて漠然たるお話ですが、これが進んでおるかどうかということ、そういうことをするかしらぬかということについて伺います。

署長で適当な処置をとつてゐると考へます。

○菊川孝夫君 次にはまあ税務職員の方から強い要望があつたのでありますが、不躰番、あなたは自衛態勢と言つては、その自衛態勢で残させられると、大きい税務署だとかどうか自衛態勢でその人も満つるが、小さい税務署等においては非常に人員の關係上、まあ仕事が過重になつて翌日の仕事に差支えを来たすというところから、どうしてももう少しこれは恒久的な対策を講じてもらいたいという要望が強いわけでありまして、その点あなたのところでも適宜にやつてゐると言われるならば、これに対しては当然超過勤務手当、或いは宿直料は支拂われていると思ひますが、そういうものも殆んど支給をされずにやらされるというふうな不満もある。そういうところから先ほど申し上げましたように、こういう徴税機構を維持させるというやり方が一つのやはり戦略、戦術的に私は考へておると思つてゐますが、で、従つて今のところまあ情報等も大した心配する必要はないと言つてゐる大蔵大臣の話だが、これは大分深刻化してゐるということ、この間のメーデー事件等に鑑みましても、そういう情報が仮につかみ得ないとしても、あの当日にいたしましたもあの日は何かどこかであるだろう、あの当日を狙わないといふはずはない、特に宮城前広場は問題になつておつたのだから狙うだろう、大体あの辺が危険地帯だといふのは想像がつくと思つてゐますが、従つて税務署等に対する襲撃、徴税機構の麻痺、或いは今の税金が高いからして

これに対する不満が強い、従つてこれを狙おうというふうな指導がなされてゐるといふようなことが、あなたのことろにまだ調査その他について全然入つていないのですか。ただ密造関係だけでそういう問題があるだけだといふふうでよろしいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) そういう情報について責任の地位にある私が、こういうことがある、ああいうことがある、ということでは申し上げないほうがいいと思つてゐます。そうして税務署を主体として言つておられますが、一部過激分子のやることは税務署のみではない、いろ／＼な点を知つておられますが、ここでは申し上げられません。税務署としての御質問ならば只今申し上げた状態でございます。自衛の態勢も整へ、その道のかたも連絡して万全を期するように努力しておるのであります。

○菊川孝夫君 次に、それじゃその自衛態勢に当るような職員の待遇についてであります、それは相當の定められたところの手当でしてはちやんと用意して手当ができてゐるかどうか、この点について……。

○國務大臣(池田勇人君) この税務署がどういふような支拂方をしてゐるか存じませんが、内規によつて処置しておると思ひます。

○菊川孝夫君 次に今度は大臣の説明の一番初めに言われました不穩分子の行動について建物のみでなくて、家庭、或いは通勤の途上等に対する被害についてもやかましく税務職員の方から言つて來ておるのですが、こういう保護処置についてもあなたのほう

でお考へになつておるのですか、その点を。

○國務大臣(池田勇人君) こういう問題は、私はあなたの御質問に合うよう返事がしかれるのでございます。具体的問題として国税庁長官その他からお聞き下さつたほうが却つて御審議の都合にいいと思ひます。一、二の例を聞いておられますが、どういふ手当をしよう、どういふふうにして出しておるとか、どういふ事実があつた、どういふ事実に対してどういふことをしておるか、そういうことは、国税長官が責任を持つてやつておられますので、今お答えした以上はこれは御答弁できないのであります。要すれば国税庁長官に詳細をお聞きして頂きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 それじゃこの点の詳細については国税庁長官に聞くといつたしまして、そういう処置をどうしてもしなければならぬやうになつて來ておる段階においては、或る程度大蔵大臣としては処置の予算的な裏付と申しますか、そういうことについては手配を、若しも国税庁或いは各税務署から国税庁長官に要請があり、それがまともになされる場合には、或る程度の考慮はしなければならぬといふことにお考へになつておるかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) その程度のものは国税庁長官のほうで予算のやりくりでできると思ひます。又いろいろなやりくりができないときに、大蔵大臣に流用承認を受ける場合においては、主計局長ができるだけのことはやつておきます。今の予算の流用その他につきまします、防衛態勢の夜勤手当等はどうかするところというところまで大蔵大臣は実なタッチしていません。こう

いう実情でありますから、先ほど申し上げましたように、その箇に當つておる職員にお聞きしたいと思ひます。

○菊川孝夫君 これの箇に當つておる責任者のほうに、たび／＼そういう要求をしても容れられないので、そこに不満があると思つて、一応重大な問題であるから、殊にほ／＼にこういう事件が起きて不安を醸しておるから、特別の処置は或る程度政治的に考へてもらいたいといふ、ほ／＼に廻つたときに税務関係の職員の要求があるから、これは考慮されてゐるかどうか、従つて国税庁関係でできる場合においてはいいが、予算の関係でできないといふふうには駈られてゐる。そういう不満を残しておいてはいけないから処置する必要があるといふことをお聞きしておるわけですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私はまだこういう要望があつて、こういう不満があるといふことを国税庁その他から聞いておりません。

○菊川孝夫君 そういたしますと、そういうことが、そういう事態が、ほ／＼に起きてゐるからして、これは何とかやはり相當な処置をしなければならぬといふこと、これはお考へになつておるのでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 先ほど申し上げるやうに何とか処置をいたしておられますか。というのには、申請いたしました。緊要産業として指定されることろとされたいところは大きく影響して來ると思ひますが、なかなかこれは銀行局長から今後の運営についての方針としては、開発銀行の指定してゐるところの枠内が大体緊要産業であるといふのだが、その中で一番緊要産業として最近当然問題になるであろう、今の

酒造税関係は、特にこういう事件が多いといふのですが、これは断固としてやはり既定方針通りやつて行くのか、それとも廻つて見ますと、予想より存外そういう事実がありながら後難を恐れて強い者勝ちになつておるといふ面も多々あるやうに見受けられるのですが、そうすると非常にまじめになつて納める者は詰らぬ、こういう考へを皆が持ち出して参りますと、これは将来の徴税並びに納税意欲についても大きく影響すると思ひますが、方針は如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 密造関係につきましては、断固として処置いたしておきます。予算関係につきましては、特に密造につきましては本年度は予算を殖やしておる状況であります。

○菊川孝夫君 じゃ、あとの具体的問題については国税庁長官の出席を要求することにいたします。

次に貸付信託法の第一條の目的についてお伺いしたいと思つてゐるのですが、資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金の円滑な供給となつておるのでありますが、この緊要な産業といふのは……一体緊要な産業といふのは時によつて變つて來ると思ひますが、大蔵大臣の認定によつてこの緊要産業といふのはそのとき／＼に變更される見込であるか。というのには、申請いたしました。緊要産業として指定されることろとされたいところは大きく影響して來ると思ひますが、なかなかこれは銀行局長から今後の運営についての方針としては、開発銀行の指定してゐるところの枠内が大体緊要産業であるといふのだが、その中で一番緊要産業として最近当然問題になるであろう、今の

酒造税関係は、特にこういう事件が多いといふのですが、これは断固としてやはり既定方針通りやつて行くのか、それとも廻つて見ますと、予想より存外そういう事実がありながら後難を恐れて強い者勝ちになつておるといふ面も多々あるやうに見受けられるのですが、そうすると非常にまじめになつて納める者は詰らぬ、こういう考へを皆が持ち出して参りますと、これは将来の徴税並びに納税意欲についても大きく影響すると思ひますが、方針は如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 密造関係につきましては、断固として処置いたしておきます。予算関係につきましては、特に密造につきましては本年度は予算を殖やしておる状況であります。

○菊川孝夫君 じゃ、あとの具体的問題については国税庁長官の出席を要求することにいたします。

次に貸付信託法の第一條の目的についてお伺いしたいと思つてゐるのですが、資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金の円滑な供給となつておるのでありますが、この緊要な産業といふのは……一体緊要な産業といふのは時によつて變つて來ると思ひますが、大蔵大臣の認定によつてこの緊要産業といふのはそのとき／＼に變更される見込であるか。というのには、申請いたしました。緊要産業として指定されることろとされたいところは大きく影響して來ると思ひますが、なかなかこれは銀行局長から今後の運営についての方針としては、開発銀行の指定してゐるところの枠内が大体緊要産業であるといふのだが、その中で一番緊要産業として最近当然問題になるであろう、今の

酒造税関係は、特にこういう事件が多いといふのですが、これは断固としてやはり既定方針通りやつて行くのか、それとも廻つて見ますと、予想より存外そういう事実がありながら後難を恐れて強い者勝ちになつておるといふ面も多々あるやうに見受けられるのですが、そうすると非常にまじめになつて納める者は詰らぬ、こういう考へを皆が持ち出して参りますと、これは将来の徴税並びに納税意欲についても大きく影響すると思ひますが、方針は如何ですか。

政府の方針からなるであろうと考えられるのは、軍需産業だと思ひますが、これは警察予備隊の増強、海上保安隊の増強と比べまして軍需産業だと思ひますが、将来軍需産業も指定される見込であるかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) そのときどきの様子によつて変わるものでありまして、軍需産業を入れるか入れんかという問題につきましては、やはり原則に従つて考へて行かざるやならん。お話を軍需産業と言つても、その定義がかなりむづかしいのでありまして、お話をこのように、日本開発銀行の融資基準というものを一応閣議決定して指導の方針にいたしておられますが、そういうものを基準にしてやつて行きたいと思ひておられます。

○菊川孝夫君 そうしますと、この法律をここで定めるときに一応こういう産業というふうな例示するか、或いは日本開発銀行はそういうふうな定めてあるが、日本開発銀行がやつておるものをそのままここでその通りにするというのが私はおかしいと思ひますが、誰か、これを緊要産業だということを確認するかということになりますと、もうこれは大蔵大臣に……、この信託約款の申請をした場合に大蔵大臣のほうで認めることになるわけでありまして、これは相当広範囲に解釈されるのだが、先ほど御答弁された通りの開発銀行の大体今の運用通り、その程度に限定してまあ狭く解釈してやつて行くつもりか、これは広く解釈して行くつもりか、その点を一つ。

○國務大臣(池田勇人君) この狭いかか広いというようなことは程度問題でございまして、そうして片一方、そう

いう緊要産業の定義をいたしましたとしても金の問題とも関連して、金の量の……、だから一概にどうこうということとは私にはむづかしいのじやないかと考へておられます。

○菊川孝夫君 そうすると特に今必要になつて来たような緊要産業には、開発銀行のほうでは指定してないかも知れんけれども、例えば繊維会社等は必要があるということを盛んに多く言われた当時があつたのですが、これは別にこの繊維会社のやつは設備資金じやなしに、これは運転資金で在庫の手当等の資金だろつと思ひますが、そういうふうなものも緊要産業として、やはりこれは繊維産業を保護するという意味から行きまして、この緊要な産業にもそういう事件が起きた場合には、緊要産業として申請がありましては広範囲に解釈して認可を與える方針であるかどうか。

○國務大臣(池田勇人君) 第一條の「資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金の円滑な供給」のうちに繊維関係の運転資金は私はいらんと思ひます。

○菊川孝夫君 それでは運転資金は入らるのであつて、長期資金という解釈はこれはすべて設備資金と、こういうわけでございますか。

○國務大臣(池田勇人君) 大体、そういうことに考へて行くのが適當と思ひます。

○菊川孝夫君 大体はそういうものであるかも知れないが、原則は飽くまでもそれを守つて行くのですか、大体はそういうことであつて、相当幅を持たして行くかどうか、その点を聞いておるので

○國務大臣(池田勇人君) 幅を持つ持たんのその幅の問題ですが、只今お答えしたようなところで大体銀行もわかると思ひます。

○菊川孝夫君 それは運営の衝に當るあなたはおわかつておられるかも知れないが、この文章を読んだだけでは僕らのほうではわからんからお聞きしておるのであつて、従つて幅の点でございまして、窮屈に解釈して行くような方針であるか、それとも相当ゆとりを持たした解釈でやつて行くのかと、こういう点をお聞きしておるので。

○國務大臣(池田勇人君) その幅の問題は、資金量とそのときの金融情勢によつてきめられるべき問題だと思ひます。

○菊川孝夫君 それは資金量と金融情勢も必要であらうが、それより以上に刻々に変化するところの経済情勢、これは私には必要だと思ひますが、例えば朝鮮動乱の解決如何によつてはこの緊要の各産業の度合というものは相当私に變つて来ると思ひます。そういう点等は、ただ開発銀行の扱つておるところの範囲内だといふふうに限定し……、もう最近ではすぐ電源開発だ、次は石炭だといつて、資源の開発等も直ちに電源開発、電源開発という、又勿論これは必要なことはわかつておりますけれども、その他今のお話では資金の幅、そういうことを特にお聞きしておるのですが、余りに限定しますと、その指定された産業のほうはいいかも知れないけれども、指定外の産業のほうでは非常に困るであらうし、又この貸付信託の妙味というものは、或るべく広く運用するほうが妙味があるし、資本蓄積だつて、一つのも

のばかりに集まつてしまふよりは、広くやはり平均して廻つて行くほうがいいと思ひますが、この点について……。

○國務大臣(池田勇人君) あなたは開発銀行の指導方針の閣議決定が広いとお考へになつておるのですか、非常に狭いとお考へになつておるのですか。

○菊川孝夫君 私は狭いと考へております。

○國務大臣(池田勇人君) 狭いとお考へになるからそういう議論が出るのだらうと思ひます。今開発銀行の資金量からいつてあの方針にどれにも応ずるといふと、それはもう何千億円という数になる。非常に広くきめて、ゆとりをつくようにすると、狭いとあれをお考へになるから問題が起るのだと思ひます。相当広範囲にやつておるのであるか、非常に広いので、こういう方面を要求通り出したら何千億あつても足りない、こういうふうな事情です。だから広くなをきめておきました。そしてその間からそのとき……、その建前が狭いか広いか、そこをおきめにならないといつてまで経つても議論が盡きません。

○菊川孝夫君 それで僕はもつと広く解釈してもいいと思ひますが、實際問題として広くきめてあるといふけれども、まあ廻るときにはこれがなかなか広く廻らない。従つて破行状態になる、それが問題だと思ひますが、一般回轉が……、もうこれで打切りますが、それでは、緊要産業は将来は軍需産業等にも適用される、情勢の変化によつて適用されるものである、こういうふう

に解釈してよろしいのでございませぬ。

○國務大臣(池田勇人君) 第一は今開発銀行の指導方針が非常に広いので、問題はこの指導方針が広いにかかわらず、金が少いから問題になる、だから金の問題できまる問題であつて、そこをばつきりして頂きたいと思ひます。第二は緊要産業のうち軍需産業が入るかという問題ですが、軍需産業といふのはどういふことをおつしやるのか。鉄鋼、石炭或いは電気その他も見ようによつては入るのであります。そのとき……によつて只今日本の置かれた経済の状況からいつて、資源の開発その他緊要な産業に対する長期資金ということになれば、恐らくおのずからきめ得られると思ひます。

○菊川孝夫君 一番軍需産業という場合に……、それはもうすべてを、いわゆる國家總動員をする時代すらあつたのですから、今の國家の事態においてはそれは全部が軍需産業であるかも知れない。併し差当り問題になるのは艦船の製造、或いは航空機の製造、それから直接的な警察予備隊、海上保安隊等において使つて兵器、兵器等の製造に當るの私はどうしても当面今の政府としてはそういう方面へ主として……、主としてと言つては語弊があるが、そういう方面も當然対象になるかどうかということをお聞きしておるので。

○國務大臣(池田勇人君) 警察予備隊のほうの事情は、例えば兵舎をこしらへるとか、自動車もこしらへるとか、或いは電気通信機關のほうの仕事が大部分であります。私は今のところから申しますと電気の開発施設、自動車製造施設の分が、緊要産業に対する長

期資金にどの程度の問題になつてい
かということになりますと、発電と
か石炭とか鉄鋼の部類までまだ行つて
いないと思ひます。然るところ電気の
発電、石炭或いは鉄鋼等に対しまして
十分に資金量があつた場合に、この次
に自動車製造に長期資金を出すかど
うかということが問題になつて来るだ
らうと思ひます。併しこれは
まだ金が余り多くないけれども、鉄鋼
のほうには今も金は要らん。水力発
電も大体問題がないということになつ
て来ると、自動車の製造とか、電気、
鉄鋼以外の製造というほうに考慮が行
く場合もあります。そのときにはこれ
は緊要な産業ということになる。それ
だからそのときによつて何故に緊
要かということ、緊要の中でも度合
があるものだから適当に考慮して金
を使わせて行くのがいいと思ひます。

○菊川孝夫君 そのうちで一番、若し
も再開するとならば設備資金もた
くさん要るであらうと思ひます。航
空機産業だと思ひますが、これは航空
機産業については開発銀行のほうにも
僕は含まれておらないと解釈するのだ
が、こいつはどうですか。今度の緊要
産業として、航空機は例へば軍用機
を指すばかりじゃないのですか、特
に民間航空なんか、これは古領を解か
れたのですから当然許される。許され
るどころじゃない、自由によつてもよ
いと思ひますが、この航空機産業等
についての将来の考へ方はどういふ
うに考へておられますか。

○國務大臣(池田男君) 只今のこ
ろそういうような申請も余りないよう
です。そして片一方のほうでいわゆ
る重点産業、特に電気その他の要請が多
いものだから、飛行機の製造につい
ての長期資金というものは開発銀行
にまだ多分なかつたと思ひます。併し情
勢によつてそういうことになつて来れ
ば、これは開発銀行の指導方針にそれ
を附加することにやぶさかでありませ
ん。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと速
記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め
ますが、大臣一年間どのくらい金額
を予定しておられますか、この法案
で……。

○國務大臣(池田男君) これはなか
なか一方で貯蓄債券も出ますし、それ
から今の無記名貯蓄で相当吸収もいた
してありますが、余り期待はできませ
んが、私は今の貯蓄の増強その他から
申しまして、相当に今度は……ほんの
見込ですが、百億、まあ六、七十億、
その程度まで行かせたいものと思ひ
ます。何分にもこれは御承知の通り、
信託銀行というものは少のうございま
すし、それから支店も一銀行で百とか
百五十とか持つておるのじやございま
せん、大概支店が十か十四、五くら
いのものでございまして、無記名貯
蓄なんか伸びたようには伸びないと思
ひます。

○油井賢太郎君 今の質問に関連する
のですが、今大臣のおつしやつた七十
億というのは、新規にこれは国民のい
わゆる節蓄預金から出て行くものと解
釈されますか。それとも大部分は無記
名定期なり何なりの預金の横流れとい
ふふうな解釈していいですか。

○國務大臣(池田男君) そこで百億
といつたのを七十億にしたという意味
であつて、私の貸付信託の増加とい
うのは、振替りの分は当てにしてはいけ
ない。ネットのもので考へているので
あります。

○油井賢太郎君 併し、大臣は目的と
して振替りの分は当てにすべからず
というお話、私も同意であります。実
質的には振替りのほうが大部分であつ
て、振替られた金融機関というものが
資金源の枯渇を来たすという心配はな
いものでしょうか。

○國務大臣(池田男君) 資金源の枯
渇というのでなくて、全部振替つたと
同じことなんです。資金源は同じなん
です。長期になつただけいい。どの程
度振替るかという問題は厄介な問題で
す。これは無記名預金のほうでも振替
りが五、六割、或いは六割五分とい
うような説もあるのでございまして、貸
付信託につきましても大体その程度の
ものじやないかと思ひます。

○油井賢太郎君 その際金融機関に対
して特別な補充的措置は……やはり相
当人がよくて、貸付信託が案外伸び
たという場合、貸付先はおのずから変
つて来ると思ひます、その際補充的
に金融の措置を講ずるといふことも当
然考へられることですが、そういうふ
うなときにはそういうふうな方策を
おとりになるお考えはあるのですか。

○國務大臣(池田男君) これは信託
銀行の経営者にとるべき、経営者の心
構えでやつて行くべき問題で、大臣大
臣がこうせい、ああせいといふことは
今からお約束するわけには行きませ
ん。

○油井賢太郎君 私の言うのは、信託
銀行の内部的関係でなしに、信託銀行
外の金融機関から相当横流れがあつた
際、そういう際において、いわゆる資
金源が減少したために金繰りが容易で
なくなつたといふような事態が起つた
場合は、どういふふうにお考えになるか
どうか。これは或いは信託の約款を許
可する場合において、大蔵省側におい
て適当な措置を講じられるのですか。

○國務大臣(池田男君) 今申し上げま
したように、六、七十億くらいのネッ
トの増だらうと、こう言つておるわけ
です。銀行預金なんかといふものは、
今一年に数千億増える。これが数千億
殖える前提に比して、貸付信託六、七
十億ネットの増になる場合にどうい
ふような措置をとるかといふことは、さ
ほど問題じやないと思ひます。普通
銀行の、いわゆる無記名とか或いは定
期預金は大変移動するといふふうな場
合におきましては、これは興業銀行或
いは勧業銀行の金融債の引受のときに
も、そういうことに依つての指導をい
たします。そのときになつて十分措置
ができることだと思つておられます。御
心配の点は万々起るまいと思ひます。

○油井賢太郎君 では今問題になつて
いる電源開発あたりの資金にこれを大
きく振向けるのであるといふふうな期
待するまでのことではないのですか。

○國務大臣(池田男君) まああの
手、この手でやらなければ、いかに
で、先ほども触れましたように、貯蓄
債券で六十億の見込み、これは主とし
て電源開発、来年度からは見返資金の
ほうも少し窮屈になつて来ますから、
いろ／＼な手で電源開発とか或いは造
船その他重点産業にやつて行く。これ

も貯蓄増強、資本蓄積の一つの方法で
ございまして、その一連のあれでござ
います。

○油井賢太郎君 もう一点だけで
すが、実は昨日も政府委員に聞いて見た
のですが、釈然とできないのですが、
この源泉課税が百分の二十、一本や
りになつていまして、これは無記名定期
と同じようにやはり百分の五十とい
う、いわゆる選別課税があつてもいい
のじやないかと思ひますが、この点
が百分の二十、一本にされたというの
はどういふふうにお考えなんですか。

○國務大臣(池田男君) これは御承
知の通りに投資信託がございまして。あ
れと同じように、株式の投資信託と同
じ率においておるのであります。投資
信託と無記名定期預金の課税の率との
調整をどうするかという問題は別個の
問題と考へておられます。

○油井賢太郎君 私が懸念しますの
は、これはやはり或る程度節蓄預金の
引出にも役立つと思ひます。それ
も、そういうふうな趣旨のようによ
り、二十、一本で総合課税も及ぼすとい
うことになれば、末端の税務署あたりで
は、その百分の二十の源泉課税を総合
にする場合に、この資金はどこからで
きたかといふふうな追究して行くこと
が相当多いのじやないかと思ひます。
そういうふうな懸念は、大臣と
しては考へられないのですか。若しそ
うだとすれば、やはり百分の五十の源
泉課税も併せて付けておいたほうが、
資金の獲得というほうにウエイトをお
くのならよろしいのじやないか、こう
思ひますが……。

○国務大臣(池田勇人君) お話の点はこうだと思つて。先ずこれから議論して行つたらいいと思つてますが、この投資証券のほうの分は、御承知の通り、源泉課税をいたします。第一次の配当所得としての源泉課税をする。それから個人のほうに投資証券の配当があまりますと、個人のほうは建前は総合課税の建前になつておる。併し無記名定期預金は総合課税をしないから、普通の預金の二割に対して五割の源泉課税とあり、総合課税の代りに三割が入つておるわけです。片一方は総合課税をする建前でありまして、この率がこういふふうになつておる。そこで貸付信託というものをどういふふうに見るかという場合において、これは投資証券と同じ低率で考えよう、それで行つておるわけです。建前としては、貸付信託のほうは源泉課税を受けて、そうして又総合課税を受けるわけになります。総合課税を受ける建前になりますから、今度は貸付信託の配当の場合におきましてやはり二割をとることになると思つて。その分は総合課税をして税金を納める場合に、前に納めた貸付信託の受益証券に対しての二割課税分は差引こう、こういうことになる。

○油井賢太郎君 ただ金銭信託の場合に、無記名式は五〇%で総合課税なしという点があつたものですから、これとの調整上両方置かれたほうが更によいのじやないかと、こう考へておつたのです。

○国務大臣(池田勇人君) そこでこの貸付信託につきましても無記名ということがあつて、そのときにはやはり無記

名預金と同じように五〇%受けることもできることになつておるのであります。これは有価証券であるという意味におきまして、無記名の公社債と同様に二〇%の源泉課税がございまして、それに申告課税があるわけでありまして、併しその申告の段階におきまして無記名であるという点において、無記名預金と同じように現実の問題があるわけでありまして、それから金銭信託であるという点におきまして、これは一般の源泉課税制度も併せてとり得るわけでありまして。

○油井賢太郎君 では昨日までのお話は交つたのですか。それで別表というものは、これは政府から提出されたと思つておるのですが、そういうふうには足らなかつたと解釈していいですか。

○政府委員(大月高君) 私表を正式に見ておりませんが、若しそれだけしか書いていないといつたしますれば、これは両方やり得るわけでありまして。

○油井賢太郎君 了解しました。

○菊川孝夫君 最後に大臣、僕はちよつと素人素人考へに、直観的に考へるのは、あの手の手というふうにするの、あの手を、例えば無記名定期、投資信託、統いてこの貸付信託というふう

に考へられて、簡易預金、できるだけ遊金を有利に活用しようという方針については、今のあなたの財政経済政策から言つたならば、当然これはそうなければならぬと思つておるのですが、そこでちよつと直観的に考へるのは、銀行には無記名、今度は次に証券会社には投資信託、それで今度は相当信託会社は大分押されて来た、そうしてここで息

抜きに今度は貸付信託、そうするとあと残つたのは保険会社、金融関係ではこれについて何かあの手の手の中の一つをお考へになつておるかどうか。これはやはりバランスの問題があると思つておるのですが……。

○国務大臣(池田勇人君) 保険会社のほうにつきましては、もうすでに手を打つております。例えば保険金を受取つた場合の相続税の問題とか或いは今まで二千万の分を、所得の控除二千万を多分四千円にしたと思つておるが、そういうふうな手を前から打つておる。まだいい手があれば一つお教えを願ひます。考へまして適當と思つておるやつて見ます。

○菊川孝夫君 よい手というのじやないですが、郵便年金というやつは一時期労働階級には魅力があつたわけですが、六十歳になつたら郵便局から年金をもらへる、ところが保険会社にそういう年金制度というものはないわけですが、そういう点を考へられておるかどうか。それからそういう面につきましては、税金を成るべく安くして特に所得税の際に、そういう掛金をした者には、生命保険の源泉徴収の所得税をうんと安くして、年金制度を奨励するという方法は私は考へられ、又当然考へられなければならぬのじやないか。農民にいたしましても、中小商工業者にいたしましても、そういう連中が年をとつてからのために、何らか若いうちにそれを奨励するために、税金のほうで考慮をして、年金制度というふうなことは考へられるのじやないか、こ

う思つておるのですが、こういう点はお考へになつておりますかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) 郵便年金制度も御承知の通りであります。余り仲びません。それから民間保険会社が養老保険なんかをやつておることは聞いております。御承知の通りに民間の保険は余り仲びないのです。簡易保険は相当仲びます。これはやはり経費の關係で、従つて料率が少し高い、こ

ういふわけで今の生命保険は職前の日本の状態から比べますと誠に恥かしいような状態で、これは仲ばして行かなければいかんというので、先ほど来申し上げましたように、所得税か相続税で、何と申しまして生命保険を合理化して料率を安くするということが、特段の努力を拂わなければならぬと思つておる。昔は生命保険の連中の持つておる資産というものは相当のものであります。この頃は生命保険よりも却つて損害保険のほうが仲びて行く。こ

ういうふうな状況でございまして、郵便年金或いは生命保険、或いは養老保険は余り仲びませんが、やはり長期資金獲得の上からは是非必要なことであるから、今までもいろいろな手を考へておりますし、今後その点において長期資金獲得のためにいろいろな措置を講じたいと思つております。

○菊川孝夫君 これは別に對抗的に言ふのではないのですが、簡易保険の限度を八万円に今度なりますが、それでなお今あなたも仲びないと言つておるが、生命保険はこの国にもあるわけですが、簡易保険のほうは今まで五万円であつたのを八万円にするという二

つになつて、これは仲びないのがなお仲びなくなるという事になつて、一番金融の中で、まあ三つのほうは何ら

かのあの手、この手を興えたが、ただ税金のほうだけは措置しておるというのだが、税金だけでは、これなんかでも、税金を多少考慮することによつて集まるといふよりも、新しい方法で大きく宣伝する、これでむしろ吸収ができるのじやないかと思つておるが、その点税金のほうはそういう税金が、保険会社で、私のほうの税金が安くな

りませんという宣伝は余りやつていないように思つておるが、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 簡易保険の八万円の問題でも、民間の保険会社にきまつたと思つておるが、お話の通り生命保険の仲び方は遅々としております。こういう民間事業はその事に当る業者が特段の努力を拂う、こ

う思つておるの、何と申しまして、一番戦後の金融機関再建整備法で痛めつけられたのは保険会社です。保険会社が立つておるのは、今やつておるのは建物の値上りというのでやつて行ける。保険業者自体としては今のよう

に勧誘員その他の経費が相当かさんでおる。そうして銀行とは違つていろいろな紙とか何とかたくさん要する。それから又簡易保険とは違つて一々診察をするとか何とかいろいろ不安定状態のときに

おける一番の痛手をこころむるのは生命保険、これはいつの世でも、どの国でもそうです。これが安定して参りますと、だん／＼やはり生命保険が仲びて来ると思つておる。これは特殊の業種の経過の状態であると思つておるのです。我々としてもできるだけの努力をいたしておるが、業界のほうでも特段の努力を拂うように奨励を

しておるわけでありまして。

かのお手、この手を興えたが、ただ税金のほうだけは措置しておるというのだが、税金だけでは、これなんかでも、税金を多少考慮することによつて集まるといふよりも、新しい方法で大きく宣伝する、これでむしろ吸収ができるのじやないかと思つておるが、その点税金のほうはそういう税金が、保険会社で、私のほうの税金が安くな

りませんという宣伝は余りやつていないように思つておるが、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 簡易保険の八万円の問題でも、民間の保険会社にきまつたと思つておるが、お話の通り生命保険の仲び方は遅々としております。こういう民間事業はその事に当る業者が特段の努力を拂う、こ

う思つておるの、何と申しまして、一番戦後の金融機関再建整備法で痛めつけられたのは保険会社です。保険会社が立つておるのは、今やつておるのは建物の値上りというのでやつて行ける。保険業者自体としては今のよう

に勧誘員その他の経費が相当かさんでおる。そうして銀行とは違つていろいろな紙とか何とかたくさん要する。それから又簡易保険とは違つて一々診察をするとか何とかいろいろ不安定状態のときに

おける一番の痛手をこころむるのは生命保険、これはいつの世でも、どの国でもそうです。これが安定して参りますと、だん／＼やはり生命保険が仲びて来ると思つておる。これは特殊の業種の経過の状態であると思つておるのです。我々としてもできるだけの努力をいたしておるが、業界のほうでも特段の努力を拂うように奨励を

しておるわけでありまして。

かのお手、この手を興えたが、ただ税金のほうだけは措置しておるというのだが、税金だけでは、これなんかでも、税金を多少考慮することによつて集まるといふよりも、新しい方法で大きく宣伝する、これでむしろ吸収ができるのじやないかと思つておるが、その点税金のほうはそういう税金が、保険会社で、私のほうの税金が安くな

りませんという宣伝は余りやつていないように思つておるが、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 簡易保険の八万円の問題でも、民間の保険会社にきまつたと思つておるが、お話の通り生命保険の仲び方は遅々としております。こういう民間事業はその事に当る業者が特段の努力を拂う、こ

う思つておるの、何と申しまして、一番戦後の金融機関再建整備法で痛めつけられたのは保険会社です。保険会社が立つておるのは、今やつておるのは建物の値上りというのでやつて行ける。保険業者自体としては今のよう

に勧誘員その他の経費が相当かさんでおる。そうして銀行とは違つていろいろな紙とか何とかたくさん要する。それから又簡易保険とは違つて一々診察をするとか何とかいろいろ不安定状態のときに

おける一番の痛手をこころむるのは生命保険、これはいつの世でも、どの国でもそうです。これが安定して参りますと、だん／＼やはり生命保険が仲びて来ると思つておる。これは特殊の業種の経過の状態であると思つておるのです。我々としてもできるだけの努力をいたしておるが、業界のほうでも特段の努力を拂うように奨励を

しておるわけでありまして。

かのお手、この手を興えたが、ただ税金のほうだけは措置しておるというのだが、税金だけでは、これなんかでも、税金を多少考慮することによつて集まるといふよりも、新しい方法で大きく宣伝する、これでむしろ吸収ができるのじやないかと思つておるが、その点税金のほうはそういう税金が、保険会社で、私のほうの税金が安くな

りませんという宣伝は余りやつていないように思つておるが、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 簡易保険の八万円の問題でも、民間の保険会社にきまつたと思つておるが、お話の通り生命保険の仲び方は遅々としております。こういう民間事業はその事に当る業者が特段の努力を拂う、こ

う思つておるの、何と申しまして、一番戦後の金融機関再建整備法で痛めつけられたのは保険会社です。保険会社が立つておるのは、今やつておるのは建物の値上りというのでやつて行ける。保険業者自体としては今のよう

に勧誘員その他の経費が相当かさんでおる。そうして銀行とは違つていろいろな紙とか何とかたくさん要する。それから又簡易保険とは違つて一々診察をするとか何とかいろいろ不安定状態のときに

おける一番の痛手をこころむるのは生命保険、これはいつの世でも、どの国でもそうです。これが安定して参りますと、だん／＼やはり生命保険が仲びて来ると思つておる。これは特殊の業種の経過の状態であると思つておるのです。我々としてもできるだけの努力をいたしておるが、業界のほうでも特段の努力を拂うように奨励を

しておるわけでありまして。

かのお手、この手を興えたが、ただ税金のほうだけは措置しておるというのだが、税金だけでは、これなんかでも、税金を多少考慮することによつて集まるといふよりも、新しい方法で大きく宣伝する、これでむしろ吸収ができるのじやないかと思つておるが、その点税金のほうはそういう税金が、保険会社で、私のほうの税金が安くな

りませんという宣伝は余りやつていないように思つておるが、どうですか。

○国務大臣(池田勇人君) 簡易保険の八万円の問題でも、民間の保険会社にきまつたと思つておるが、お話の通り生命保険の仲び方は遅々としております。こういう民間事業はその事に当る業者が特段の努力を拂う、こ

う思つておるの、何と申しまして、一番戦後の金融機関再建整備法で痛めつけられたのは保険会社です。保険会社が立つておるのは、今やつておるのは建物の値上りというのでやつて行ける。保険業者自体としては今のよう

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと皆さんにお願ひしますが、大臣は連合委員会のほうにもおいで下さるそうですから、大分時間も経過しましたから、成るべく貸付信託専門に御質問をお願いしたい。

○菊川孝夫君 貸付信託に關連しておると思う。それではもう一つだけにしておきますが、実はそういう大臣の話だと、信託会社というのにもいろいろ長期資金というのにはインフレの進んでおるときには、これはもう預けておいて五年間も信託しておいて、ころつと情勢が變つてくると、信託会社なんかもさびれて、一時信託会社ができたときに銀行では脅威を感じたという時代も、三井信託が初めて乗り出して来た時には相當の銀行との摩擦もやましくなつたが、今日では問題にされんようになつて来ておる、それに息吹を加へようとしてあなたのカンフル注射を加へたのだらうが、もう余り大した期待はできないにしても、併しこれは確かに信託に新たにこれによつて一つのチャンスと興えて、そうして信託というものについての興味も沸いて来るだらう。こういうふうには考えられますが、その際も成るべくあの手の手というのであります。が、当然これは保険会社あたりから今度はあの手の手が興えられていないから保険会社等からこういう要請があると思うのですが、將來こういう金融機關に新しいのいろ／＼まあい方法があれば、新らしい方針で以てでき得る限り、まあ今までの古い體に余り囚われることなく、新らしい方法で、こういう資金を集めて、そして資本家の審議に資すると、これがまあ一貫した大蔵大臣としての方針であつて、いろ／＼の方法は考へてもおられ

し、又先ほど言われたように、いい方法があつたら答申もしていいといふことで、議員立法といふことも考えられると思ひますが、こういうものは或るべく多くしたほうがいいと、こういうふうな考へてありますか。この点について……。

○國務大臣(池田勇人君) 多いとか少いといふ問題でなく、いいことならどんどんやつたほうがいい、こういうことなんです。

○岡崎眞一君 一度伺いたいと思つておりましたのですが、大臣が丁度お見えになりましたので、実はこの貸付信託に關連しまして、信託銀行、この頃は信託銀行という名前になりましたが、もと／＼は信託会社で、信託会社という性格が多いと思つて、金銭信託的な信託会社の働きが一番多くて、信託プロパーの仕事といふものは薄いように思ひますが、それでは、この貸付信託といつたようなものは、特別長期資金とか何とかという問題になつて来ますと、この定義にもありますように、実は金銭信託的な傾向が非常に多くて、信託会社の仕事といふものが、だん／＼金銭信託といつたようなものに重点を置いて来るならば、銀行と殆んど変らないといふような気がするのですが、折角信託会社といふものが日本にあるわけなんです、先ほど政府委員のかたから、日本の信託会社といふものは、発足した英米の組織と少し考へ方が違ふのだと、それから又、現在逆に日本のような考へ方のほうへ、英米側の方が近づいて来るといふお説もあつて、日本のいんな情勢から判断しまして尤もだと思つて、

今後信託業務、信託会社がある以上、信託というのの對してどういふふうな育成して行かれる方針であるか、或いはまあこういうものはこのまま放つて置いてしまふのだといふことか。こういうことについてお考へを一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お話の点はわかるのでございますが、大体日本で信託業務を施行いたしましたのは大正十一年だつたと思ひます。その当時、本来の信託をやるといふことでスタートしたのであります、日本の財産分布の状況から申しまして、本来の信託業務だけではなかく、立ち行かん、で本来の信託業務から出発いたしました、いわゆる金銭信託のようなものもありまして、昔であつてもこの本来の信託業務と金銭信託業務がとんと／＼程度であつたのであります。然るところ、敗戦後になりました、もう富の再分配が行われて、信託会社という特別の知識を持つた人に財産を信託して管理運用してもらふほどの金持がなくなつちやつた。で信託会社といふものが、今後邪道ではあります、あのときの状態から言つて、昔の金銭信託を主とするような、銀行になつてしまつた。本末顛倒といふわけです。併し日本の経済界がだん／＼安定し、伸びて行きますと、又本来の信託業務に歸つてもらう。併し昔でも本来の信託業務だけでは立つて行かれないかつたのでございまして、今本来の信託業務に歸つてもらうといふことは困難でございます。前から言つておきますが、い

ろいろな方法で信託銀行を伸ばして、それで本来の信託業務も徐々に発展し得るような方向に持つて行きたい。この貸付信託といふことを考へますの

もやはりその考へ方の一端と御了承願ひたいと思ひます。

○岡崎眞一君 今のお話にも実は關連してありますが、まあ事情がどういふのでございまして止むを得ないと思ひますが、信託業といふ業がある以上、それにまあ時がめぐつて来れば助成をするような育成方法をおとりになるといふことを、これはまあ希望するといふこと。それから実はちよつとこれは違ふのですが、又大臣においでを願ひたいと思ひますが、これは案といふのが出ておりますが、これはそのときに聞かしていいのです。が、又お出まし願ひたいと思ひますので、今のことにやや關連があると思ひます。これはあの手の手といふことで、これは私は尤もだと思ひますが、それについて実は従来から日本には長期金融といふものを主体にしました興業銀行であるとか、勸業銀行とかいつたものがあつたんですが、それがアメリカさうして来て、商業銀行的な性格に變つたといふことで、どうしても日本の現状から、設備資金をとるといふことで、こういうことを考へになるのは尤もだと思ひますが、新らしいこういうものを作らなくとも、従来からありますようなものを、改正をいたしましたのを更に元に戻してやるということのほうが新らしいものは勿論これは基礎も盤固であるかと思ひますけれども、そういうものを利用しやつたほうがいいんじゃないやなからうかといふ、これはまあ私の懐古趣味かも知れませんが、これはまあ私こんな点から關連して、最近開業銀行とかいろ／＼なことが出ております

が、これは従来の日本の考へ方と少し違ふ構想でありますから、これは尤もだと思ひますが、長期銀行といふことになりまして、従来の觀念そのものでどういふかと思ひますが、こういうものが出たといふことについて、長期資金金融を扱う機關について大臣のお考へなりをお願ひ願つておきたいと思ひます……。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通り、終戦前の日本の銀行制度を、今そのままそれを復活したらどうか、即ち興業銀行、勸業銀行、北海道拓殖銀行、こういうのであります、そういう考へ方も私は一つあると思ひます。従つて日本興業銀行につきましては、そのまま長期金融銀行になり得る。勸業といふものは、まあ卑近な言葉で言へば二足の草鞋を履いておる。これを昔の長期不動産金融に立ち歸るかといふと、なか／＼むすかしい。私は勸業の意向も聞いたのであります、もう長期銀行に立ち歸ることは好まない。こういうふうなこともありまして、勸業銀行が今の興業銀行並みに歸るといふことは困難だと思ひます。併し、いづれにしても長期金融機關といふものが相當の経験を持ち、相當の資金を持たなければならぬことではございまして、新たな設立につきましても、やはり既存の銀行とよく打合せをし、又今までの既存の銀行に就つてよほど注意深くやつて行かなければならぬと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後三時三十分散会

昭和二十七年六月四日印刷

昭和二十七年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所